

租特透明化法に基づく

適用額明細書の記載の手引

《令和5年4月1日以後終了事業年度》

法人税関係の租税特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

この手引は、本制度の概要をはじめ、「適用額明細書」の具体的な記載の仕方や留意点について取りまとめたものです。

「適用額明細書」を作成する際にご参照ください。

令和5年6月

国 税 庁

法人番号 7000012050002

**電子帳簿等保存制度を利用することで、
次のような方法で経理のデジタル化が可能です**

- 会計ソフトで作った帳簿や書類をデータのまま保存
- 領収書やレシートなどをスマホで撮影して経理処理・保存

詳しくはこちら →

国税庁 電子帳簿保存法

検索



凡 例

略 称	意 義
法、租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(平成22年法律第8号)
令	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令(平成22年政令第67号)
平成28年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第10条の規定による改正前の租税特別措置法
平成29年旧措置法	所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)第12条の規定による改正前の租税特別措置法
平成31年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第11条の規定による改正前の租税特別措置法
令和5年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第3号)第10条の規定による改正前の租税特別措置法
認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法第2条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)
沖特令	沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和47年政令第151号)

(注) この手引は、令和5年7月1日現在の法令に基づいて作成しています。

目 次

I	租特透明化法の概要等	1
1	租特透明化法の概要	1
2	Q & A	2
3	適用額明細書の提出までの流れ	6
II	適用額明細書の記載(入力)要領等	7
1	書面で提出する場合の記載要領	7
2	e-Taxソフトで提出する場合の入力要領	10
3	事業種目・業種番号一覧表	13
III	適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方	16
	別表一次葉 各事業年度の所得に係る申告書―内国法人の分	16
	中小企業者等の法人税率の特例(普通法人又は人格のない社団等)	
	中小企業者等の法人税率の特例(一般社団法人等)	
	中小企業者等の法人税率の特例(公益法人等又は協同組合等)	
	中小企業者等の法人税率の特例(特定の医療法人)	
	中小企業者等の法人税率の特例(特定の協同組合等)	
	特定の医療法人の法人税率の特例	
	別表一の二次葉 各事業年度の所得に係る申告書―外国法人の分	18
	中小企業者等の法人税率の特例(普通法人又は人格のない社団等)	
	別表六(九) 一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書	19
	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
	(一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)	
	別表六(十) 中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書	20
	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
	(中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)	
	別表六(十四) 特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書	21
	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
	(特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除)	
	別表六(十六) 調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合の法人税額の特別控除に関する明細書	22
	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	
	(調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合の法人税額の特別控除)	
	別表六(十七) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	23
	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	別表六(十八) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	24
	沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
	沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	

沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
 沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除

別表六(十九) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	26
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十) 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	27
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十一) 地域経済牽引事業 ^{けん} の促進区域内において特定事業用機械等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	28
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十二) 地方活力向上地域等において特定建物等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	29
地方活力向上地域等において特定建物等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十三) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	30
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十四) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書	31
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十五) 中小企業者等が特定経営力向上設備等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	32
中小企業者等が特定経営力向上設備等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十六) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	33
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	
中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十七) 認定特定高度情報通信技術活用設備 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	34
認定特定高度情報通信技術活用設備 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十八) 事業適応設備 ^{けん} を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する明細書	35
事業適応設備 ^{けん} を取得した場合等の法人税額の特別控除	
(情報技術事業適応設備 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除)	
(事業適応繰延資産となる費用を支出した場合の法人税額の特別控除)	
(生産工程効率化等設備等 ^{けん} を取得した場合の法人税額の特別控除)	
別表七(一) 認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例に関する明細書	36
認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例	
別表七(二) 認定事業適応法人の欠損金の通算の特例に関する明細書	37
認定事業適応法人の欠損金の通算の特例	
別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書	38
保険会社の受取配当等の益金不算入の特例	
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例	
別表十(一) 沖縄の認定法人の所得の特別控除及び要加算調整額の益金算入に関する明細書	39

沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例	
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例	
別表十(二) 国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除及び要加算調整額の益金算入に関する明細書	40
国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例	
別表十(三) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書	41
探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	
別表十(四) 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書	42
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	
別表十(五) 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書	43
収用換地等の場合の所得の特別控除	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	
別表十(六) 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定の金額の損金算入に関する明細書	45
特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）	
別表十(七) 社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び特定業績連動給与の損金算入に関する明細書	46
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	
特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例	
社会保険診療報酬の所得の計算の特例	
農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例	
別表十(八) 特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書	47
特定目的会社に係る課税の特例	
別表十(九) 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書	48
投資法人に係る課税の特例	
別表十(十) 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書	49
特定目的信託に係る受託法人の課税の特例	
特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	
別表十二(一) 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書	50
海外投資等損失準備金の損金算入	
別表十二(二) 中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書	52
中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入	
別表十二(八) 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書	53
原子力発電施設解体準備金の損金算入	

別表十二(九) 特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入に関する明細書	54
特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入	
別表十二(十) 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書	55
保険会社等の異常危険準備金の損金算入	
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入	
別表十二(十一) 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書	56
関西国際空港用地整備準備金の損金算入	
別表十二(十二) 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書	57
中部国際空港整備準備金の損金算入	
別表十二(十三) 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書	58
特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入	
別表十二(十四) 農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	59
農業経営基盤強化準備金の損金算入	
農用地等を取得した場合の課税の特例	
別表十三(四) 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	60
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	
別表十三(五) 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書	62
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	
(航空機騒音障害区域の内から外への買換え)	
(既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え)	
(所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換え)	
(日本船舶の買換え)	
(所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え)	
(特別勘定の設定により課税の特例を受けた場合のその特別勘定に係る買換え)	
別表十三(六) 特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	65
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	
別表十三(七) 特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書	66
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	
別表十三(八) 賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書	67
技術研究組合の所得の計算の特例	
別表十三(九) 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	68
転廃業助成金等に係る課税の特例	
別表十四(二) 寄附金の損金算入に関する明細書	70
認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例	
別表十四(六) 完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書	71
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	

別表十六(一) 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	
別表十六(二) 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	
別表十六(三) 旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	
別表十六(五) 取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書	72
特別償却及び割増償却	
(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却)	
(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却)	
(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却)	
(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 ^{けん} を取得した場合の特別償却)	
(地方活力向上地域等において特定建物等 ^{けん} を取得した場合の特別償却)	
(中小企業者等が特定経営力向上設備等 ^{けん} を取得した場合の特別償却)	
(認定特定高度情報通信技術活用設備 ^{けん} を取得した場合の特別償却)	
(事業適応設備 ^{けん} を取得した場合等の特別償却)	
(特定船舶の特別償却)	
(港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却)	
(被災代替資産等の特別償却)	
(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)	
(特定事業継続力強化設備等の特別償却)	
(共同利用施設の特別償却)	
(環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却)	
(沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等 ^{けん} を取得した場合の特別償却)	
(沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等 ^{けん} を取得した場合の特別償却)	
(沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等 ^{けん} を取得した場合の特別償却)	
(沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却)	
(特定地域における産業振興機械等の割増償却)	
(医療用機器等の特別償却)	
(事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)	
(輸出事業用資産の割増償却)	
(特定都市再生建築物の割増償却)	
(倉庫用建物等の割増償却)	
(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)	
別表十六(六) 繰延資産の償却額の計算に関する明細書	80
事業適応設備 ^{けん} を取得した場合等の特別償却	
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	
別表十六(七) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書	81
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	
別表十六(九) 特別償却準備金の損金算入に関する明細書	82
別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)、別表十六(五) 又は別表十六(六)における特別償却又は割増償却を準備金方式で行った場合	
IV 「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内	86

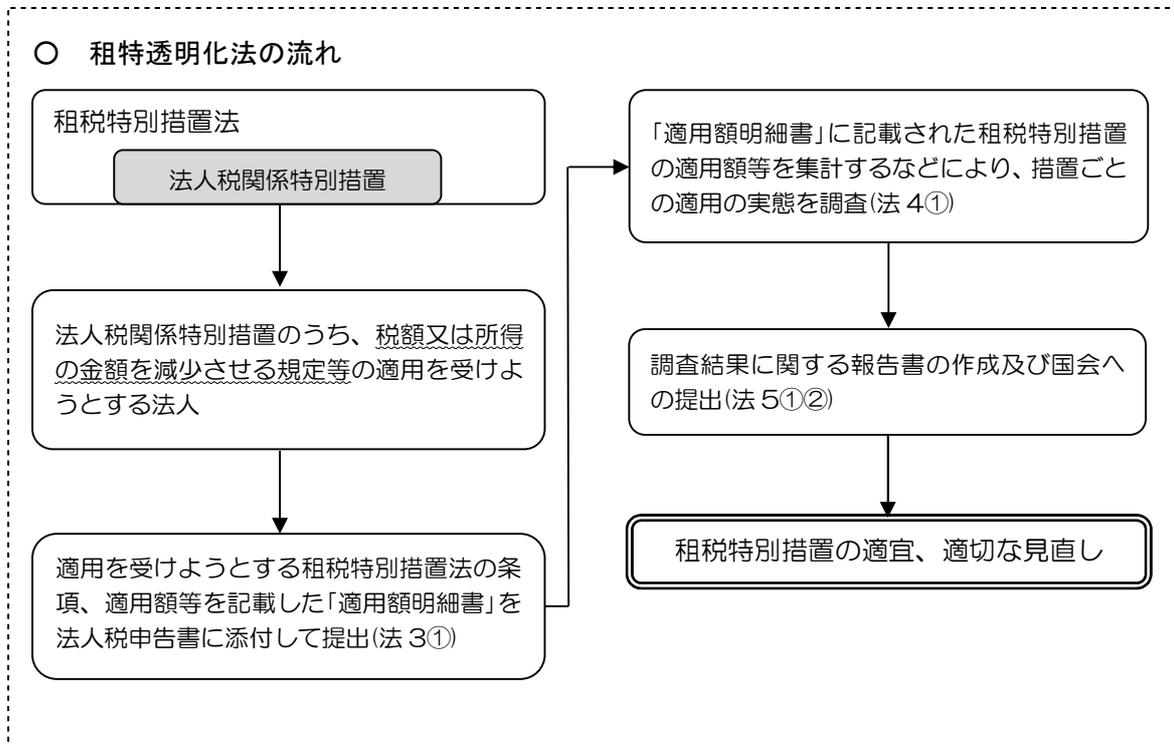
I 租特透明化法の概要等

1 租特透明化法の概要

平成22年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする租特透明化法が制定されました(法1)。

この法律には、財務大臣が租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されています。この規定により、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定等の適用を受けようとする場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります(法3①)。

また、提出された「適用額明細書」に記載された租税特別措置の適用額等を集計するなど、措置ごとの適用の実態を調査し、調査結果に関する報告書を国会に提出することにより、租税特別措置の適用状況が明らかとなりますから、その効果が検証されることによって、適宜、適切な見直しが行われることとなります(法4①、5①②)。



Q1 「適用額明細書」とは何ですか？

A 1 「適用額明細書」とは、法人^(注)が法人税関係特別措置(Q 2 参照)の適用を受けようとする場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています。

(注) 「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。

Q2 「法人税関係特別措置」とは何ですか？

A 2 「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取付した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させる規定等(令2)をいいます。

Q3 なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？

A 3 租特透明化法は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

(参考) 財務大臣(国税庁長官)は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租税特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。

Q4 「適用額明細書」を添付しなかった場合には、どうなりますか？

A 4 租特透明化法では、法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を法人税申告書に添付しなければならないとされており、これは「適用額明細書」の法人税の確定申告書への添付を義務付けているとともに、確定申告書の提出期限までに提出しなければならないことを定めています。

このため、法人税申告書に「適用額明細書」を添付しなかった場合又は虚偽の記載をした「適用額明細書」を添付した場合には、法人税関係特別措置の適用はないこととされています。

しかしながら、この場合においても、その後誤りのない「適用額明細書」の提出があったときは、故意に添付しなかった場合又は虚偽の記載をした場合を除いて、法人税関係特別措置の適用を受けることができます。

Q5

「適用額明細書」の記載内容に誤りがあったため、再提出しようと考えていますが、再提出する場合には、誤りのあった部分のみ記載して提出すればよいでしょうか？

A 5 「適用額明細書」を再提出する場合には、誤りのあった部分のみ記載して提出するのではなく、適用を受けようとする全ての法人税関係特別措置について記載して提出してください。

Q6

「適用額明細書」や「適用額明細書の記載の手引」は、どこで入手できますか？

A 6 「適用額明細書」や「適用額明細書の記載の手引」は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) からダウンロードが可能です(掲載場所は、P86 (IV「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内) をご参照ください。)

Q7

「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信ができますか？

A 7 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信が可能です。詳しくは、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご参照ください。

Q8

「適用額明細書」の「業種番号」欄は何を記載すればよいでしょうか？

A 8 「適用額明細書」に記載する「業種番号」欄は、P13の「3 事業種目・業種番号一覧表」を確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。

(参考) P13の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一又は別表一の二の「業種目」欄に印字された「業種番号」の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。

Q9

法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出は必要でしょうか？

A 9 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出が必要となります。

Q10

「適用額明細書」の記載に当たって何か注意すべき事項はありますか？

A 10 提出された「適用額明細書」には、次のような記載誤りが多く見受けられます。記載誤りがある場合には、正しく記載した「適用額明細書」を改めて提出していただく必要がありますので、ご注意ください。

《よくある記載誤り》

① 法人税申告書別表からの転記誤り

「期末現在の資本金の額又は出資金の額」、「所得金額又は欠損金額」等は別表一又は別表一の二に記載されたものと同額を記載してください。

② 「区分番号」の記載誤り

「区分番号」は、適用を受けようとする法人税関係特別措置が同一であっても、税制改正に伴い、その措置の内容が変更されたことにより、改正前後の「区分番号」が異なる場合がありますので、適用を受けようとする事業年度の「適用額明細書の記載の手引」を参照し、正しく記載してください。

③ 適用限度額がある措置の適用額の記載誤り

「中小企業者等の法人税率の特例」等の適用限度額がある措置については、適用限度額を超えないように適用額を記載してください。

(例) 「中小企業者等の法人税率の特例」(区分番号「00380」)

所得金額が900万円であっても、この措置の適用限度額は、年800万円であるため、「適用額明細書」には、「8,000,000円」と記載してください。

④ 「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合の税額控除適用等の記載誤り

「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合には、「税額控除」や「中小企業者等の法人税率の特例」のような適用を受けることができない措置の記載は不要です。

Q11

「適用額明細書」の提出に当たって何か注意すべき事項はありますか？

A11 作成した「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、法人税申告書に挟み込んで提出してください。

なお、OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

Q12

震災特例法及び沖特令の規定により租税特別措置法をみなし適用する場合、その適用額について「適用額明細書」に記載する必要はありますか？

A12 震災特例法及び沖特令の「みなし規定」により租税特別措置法の規定の適用がある場合は、原則として、その適用額については「適用額明細書」への記載は不要です。

なお、震災特例法第17条の5第2項の規定により特別試験研究費の額とみなされるものについて、試験研究費の額に係る税額控除の適用を受けようとする場合には、租税特別措置法の規定による試験研究費の額に係る税額控除の金額と区分がされずに別表六(十四)に記載されることとなりますので、この場合の「適用額明細書」への記載については、別表六(十四)に記載した金額をそのまま転記してください。

Q13

租税特別措置法第 66 条の 6（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）及び第 66 条の 9 の 2（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用につき、本邦法令基準により外国関係会社等の基準所得金額を計算しています。

この基準所得金額の計算において当該外国関係会社等が適用した法人税関係特別措置について、「適用額明細書」への記載は必要ですか？

A13 租税特別措置法第66条の6及び第66条の9の2の規定は法人税関係特別措置に該当しないため、基準所得金額の計算における法人税関係特別措置の適用については「適用額明細書」への記載は不要です。

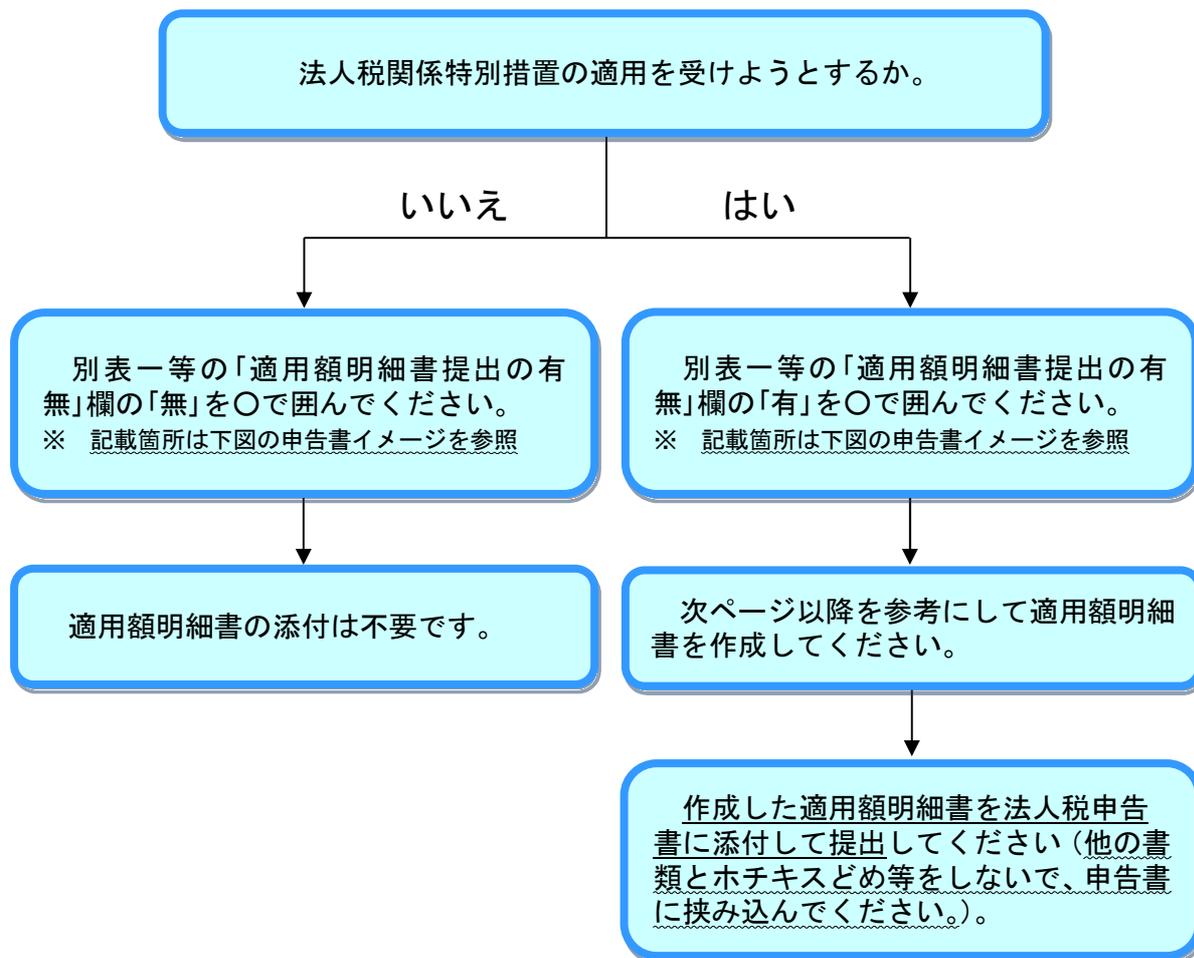
Q14

グループ通算制度においては、各通算法人がそれぞれ適用額明細書を提出する必要がありますか？

A14 グループ通算制度においては、その適用を受ける通算グループ内の各通算法人を納税単位として、その各通算法人が法人税額の計算及び申告を行う必要があります。したがって、適用額明細書についても、各通算法人が法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合に、法人税申告書に添付してそれぞれ提出する必要があります。

3 適用額明細書の提出までの流れ

適用額明細書の提出までの流れは、次のようになります。



(参考：別表一等の「適用額明細書提出の有無」欄の位置)

適用額明細書提出の有無	有	無
税理士法第30条の書面提出有	有	無
税理士法第33条の2の書面提出有	有	無

※ 提出の状況に応じて「有」又は「無」を○で囲んでください。

Ⅱ 適用額明細書の記載(入力)要領等

1 書面で提出する場合の記載要領

「適用額明細書」には、以下のとおり別表一又は別表一の二の記載内容のうち、青の網掛け部分を「適用額明細書」に転記してください。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る記載要領については、P16以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

<記載例>

別表一次葉……中小企業者等の法人税率の特例

別表十六(七)…中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

【別表一の記載内容】

OCR入力用：この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

(法) F B 0 6 1 3

令和6年2月28日 ① 麹町 税務署長殿	3500	青色申告 一連番号	⑨ 00456789
② 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話(03) 3581-4161	通算グループ 整理番号	税理 ⑨ 00456789	事業年度(至)
③ カブシキガイシャ 国稅商事	通算親法人 整理番号	売上金額	申告年月日
④ 9999999999999999	法人区分	申告年月日	通算日印
代表者 国税 太郎	⑦ 医薬品卸売業	申告区分	法人税
住所 東京都中央区築地5-3-1	⑧ 100,000,000	申告区分	地方
令和05年01月01日	同非区分	申告区分	法人税
令和05年12月31日	旧納税地及び 旧法人名等	申告区分	地方
⑤	添付書類	申告区分	地方
⑥ 500000000	事業年度分の法人税 確定 申告書	申告区分	地方
10944000	課税事業年度分の地方法人税 確定 申告書	申告区分	地方
	所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	申告区分	地方
	法人税額 (48)+(49)+(50)	申告区分	地方
	法人税額の特別控除額	申告区分	地方

別表一 各事業年度の所得に係る申告書(内国法人の分)

適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」を○で囲んでください。

【別表一次葉の記載内容】

事業年度等	05・01・01 05・12・31	法人名	株式会社 国稅商事	別表一次葉
法人税額の計算				
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{12}{12}$ のうち少ない金額)又は(別表一次葉「5」)	45	⑩ 8,000,000	(45)の15%又は19%相当額	48
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{12}{12}$	46	0	(46)の22%相当額	49
その他の所得金額 (1)-(45)-(46)	4			

合五・四・一以下

<記載の手引の掲載内容(概略)> ⑩

「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項の表の第1号」

「区分番号」欄：「00380」 ⑪

「適用額」欄：「45」欄の金額

【別表十六(七)の記載内容】

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書				事業年度	05・01・01 05・12・31	法人名	株式会社 国税商事	別表十六(七) 令五・四・一
資	種	類 1	器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品			
産	構	造 2	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器			
区	細	目 3	電子計算機	複写機	その他の事務機器			
価	額	<記載の手引の掲載内容(概略)> ⑬ 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の5第1項」 「区分番号」欄：「00277」 ⑭ 「適用額」欄：「8」欄の金額 → ⑮ 730,000 円						
当	期							

【適用額明細書への転記後のイメージ】

別記様式 FB4011

令和 6 年 2 月 28 日 ⑤ 平成 05 年 01 月 01 日 至 平成 05 年 12 月 31 日 事業年度分の適用額明細書 (当初提出分・再提出分)

① 麴町 税務署長殿

納税地 ② 東京都千代田区霞が関3-1-1 整理番号 ⑨ 00456789
電話(03) 3581-4161

(フリガナ) カクシカイヤ コケイショウカン 提出枚数 01 枚 うち 01 枚目

法人名 ③ 株式会社 国税商事 事業種目 ⑦ 医薬品卸売業 業種番号 35

法人番号 ④ 9999999999999999 提出年月日 令和 年 月 日

期末現在の
資本金の額又は
出資金の額 ⑧ 100000000 千円

所得金額又は
欠損金額 ⑥ 500000000 千円

※税務署処理欄

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
⑩ 第42条の3の2第1項第1号	⑪ 00380	⑫ 8000000
⑬ 第67条の5第1項	⑭ 00277	⑮ 7300000

この用紙はとじこまないでください

(参考) 区分番号「00658」のように「租税特別措置法の条項」欄に「令和5年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に「令和5年旧措置法」等を記載してください。

<記載例>

租税特別措置法の条項
令和5年旧措置法
第42条の4 第4項第号

○ 「適用額明細書」の記載及び提出に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかを○で囲んでください。
 - (2) 「提出枚数」欄には、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを記載してください。
 - (3) 「整理番号」欄は、別表一又は別表一の二の「整理番号」欄に印字された番号を記載してください。
- (参考)「整理番号」が不明な場合には、申告時期に税務署から郵送される「申告のお知らせ」(前年にe-Taxをご利用の場合には、メッセージボックスに格納されます(P12の「(参考1)『申告のお知らせイメージ』」参照。))をご参照ください。

「申告のお知らせ」イメージ

※ 確定申告書の提出の際には、このお知らせも併せて提出してください。

別表一
青色申告用

整理番号 00456789

上記の番号は、貴法人の整理番号です。
税務署ではこの番号によって書類の整理を行っています。

100-8940
東京都千代田区霞が関3-1-1
株式会社 国税商事
代表取締役 国税 太郎 殿

<< 申告のお知らせ >>

麹町 税務署長

令和 05年 1月 1日
令和 05年 12月 31日

事業年度分及び課税事業年度分の確定申告について

- (4) 「業種番号」欄は、P13の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。
(参考) P13の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一又は別表一の二の「業種目」欄に記載された数字の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。
- (5) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
 - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を右詰めで記載してください。
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
 - ② 「所得金額又は欠損金額」欄に記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「-」又は「△」を付してください。
(注) 外国法人にあっては、「適用額明細書」の「所得金額又は欠損金額」欄の金額は、別表一の二の「1」欄及び「12」欄の合計額を記載してください。
 - ③ 「法人番号」欄は、平成28年1月1日以後に開始する事業年度について記載する必要があります。
- (6) 記載を終えた「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んで提出してください。
- (7) OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。
- (8) 法人税関係特別措置の適用を受けない場合には、適用額明細書の提出は不要です。

2 e-Taxソフトで提出する場合の入力要領

「適用額明細書」をe-Taxソフトで提出する場合には、「申告・申請等基本情報」で入力した項目は、自動で反映されることから、「適用額明細書」は、それ以外の項目を入力してください(以下【適用額明細書の入力画面】の青の網掛け部分)。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る入力要領については、P16以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

<入力例>

別表一次葉……中小企業者等の法人税率の特例

別表十六(七)…中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

【別表一の入力画面】

令和 6 年 2 月 28 日 麹町 税務署長 殿	3500	青色申告 一連番号	
所在地 東京都千代田区霞が関3-1-1	法人区分	得意番号	
電話 (03) 3501-4101	事業種目 医薬品等販売	申告年度 (西)	年 月 日
法人名 株式会社 国税商事	課税額 10,000,000 円	売上金額	1,000
法人番号 0 9999 9999 9999	面非区分 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input checked="" type="checkbox"/> 有限会社	申告年月日	年 月 日
代表者 国税 太郎	目録等及び目録人名等	課税区分	申告区分
代表者住所 東京都中央区築地5-3-1	添付書類 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借対照表	法人区分	申告区分
令和 5 年 1 月 1 日 事業年度分の法人税確定 申告書	課税事業年度分の地方税法確定 申告書	適用額明細書提出の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
令和 5 年 12 月 31 日 (中国申告の場合 令和 年 月 日) 税額調整等	税額調整等		
所得金額又は大償金額 (別表四「2」のD)	1 ① 50,000,000 円	適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」をチェックしてください。	

【別表一次葉の入力画面】

事業年度等	令和 5・1・1 令和 5・12・31	法人名	株式会社 国税商事
法人税額の計算			
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下 の金額 ((1)と800万円× $\frac{12}{12}$ のうち少ない金額又は (別表一次葉「5」))	45	④ 8,000,000	(45)の <input checked="" type="radio"/> 15% 又は <input type="radio"/> 19% 相当額
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合 等の年10億円相当額を超える金額 (1) - 10億円 × $\frac{12}{12}$	46	000	(46) の 22 % 相 当 額
その他の所得金額 (1) - (45) - (46)			
所得の金額に対する法 (28)			
課税留保金額に対する法 (29)			

<記載の手引の掲載内容(概略)> ②
「租税特別措置法の条項」欄 「第42条の3の2第1項の表の第1号」
「区分番号」欄 「00380」 ③
「適用額」欄 : 「45」欄の金額

【別表十六(七)の入力画面】

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書				事業年度	令和 5・1・1 令和 5・12・31	法人名	株式会社 国税商事
種	類	1	器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品		
座	構	2	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器		
区	細	目	電子計算機	複写機	その他の事務機器		

別表十六(七)

〈記載の手引の掲載内容(概略)〉 ⑤

「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の5第1項」

「区分番号」欄：「00277」 ⑥

「適用額」欄：「8」欄の金額 → ⑦ 730,000 円

【適用額明細書の入力画面】

別記様式

令和 6 年 2 月 28 日

自 令和 5 年 1 月 1 日 事業年度分の適用額明細書
至 令和 5 年 12 月 31 日 (当初提出分・ 再提出分)

納税地 東京都千代田区霞が関3-1-1 整理番号

電話 (03) 3581 - 4181 提出枚数 1 枚 うち 1 枚目

(フリガナ) 国税商事株式会社

法人名 株式会社 国税商事 事業種目 医薬品卸売業 業種番号 35

法人番号 9 9999 9999 9999 提出年月日 年 月 日

※ 現在現在の資本金又は出資金の額 10,000,000 円

※ 所得金額又は欠損金額 ① 50,000,000 円

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額
② 第42条の3の2 第1項第1号	③ 00380	④ 8,000,000 円
⑤ 第67条の5 第1項第1号	⑥ 00277	⑦ 730,000

(参考) 区分番号「00658」のように「租税特別措置法の条項」欄に「令和5年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に「令和5年旧措置法」等を入力してください。

〈記載例〉

租税特別措置法の条項
令和5年旧措置法 第42条の4 第4項第1号

○ 「適用額明細書」の入力に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかをチェックしてください。
 - (2) 「提出枚数」欄は、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを入力してください。
 - (3) 「業種番号」欄は、P13の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を入力してください(「適用額明細書」入力画面の「帳票ヘルプ」からも確認することができます。)。
- (参考1) P13の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、「申告のお知らせ」に記載された「業種番号」の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。

「申告のお知らせ」イメージ

利用者識別番号 1234123412341234
整理番号 00456789
業種番号 3500

別表一青色申告用

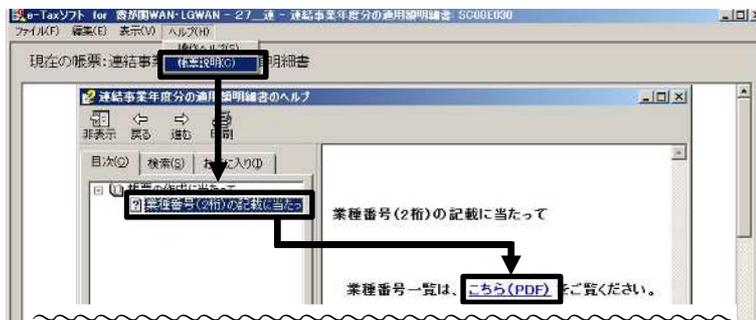
東京都千代田区霞が関3-1-1
株式会社 国税商事
代表取締役 国税太郎
殿
麴町 税務署長

令和05年01月01日
令和05年12月31日 事業年度分及び課税事業年度分の確定申告について

貴法人の法人税の確定申告書及び地方法人税の確定申告書の提出期限が近づいてきました。確定申告書の提出期限

(参考2)

「帳票ヘルプ」画面遷移図



- (4) 外国法人にあっては、「適用額明細書」の「所得金額又は欠損金額」欄の金額は、別表一の二の「1」欄及び「12」欄の合計額を入力してください。

3 事業種目・業種番号一覧表

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号		
食料品製造業	水産食料品	01	皮革・同製品製造業		16		
	調味料		窯業、土石製品製造業	ガラス・同製品	17		
	精穀、製粉			セメント・同製品			
	砂糖			建設用粘土製品、耐火物			
	菓子			陶磁器・同関連製品			
	パン類			その他の窯業・土石製品			
	清涼飲料		鉄鋼業	鉄鋼	18		
	酒類			鋇鉄鋳物			
	畜産食料品		非鉄金属製造業		19		
	その他の食料品		02	金属製品製造業	構築用金属製品	20	
製糸、紡績、ねん糸業	製糸	金属打抜き・プレス加工					
	紡績	被覆、彫刻、その他の金属表面処理					
	ねん糸	くぎ、ボルト、ナット、線材製品					
織物業	綿・スフ織物	03	その他の金属製品	21			
	絹・人絹織物		金属加工機械				
	毛織物		繊維機械				
	その他の織物		農業用機械				
ニット製造業	04	機械製造業		22			
染色整理業	05	建設機械	産業用機械				
その他の繊維工業	06	産業用機械					
		事務用・サービス用・民生用機械器具					
衣服、その他の繊維製品製造業	男子服、作業服、校服	07		その他の機械	22		
	婦人・子供服		産業用電気機械器具製造業				
	ワイシャツ、下着		電子機器				
	帽子、毛皮製衣服、その他の衣服		民生用電気機械器具電球製造業		23		
	その他の繊維製品		通信機械器具製造業		24		
木材、木製品製造業	製材	08	輸送用機械器具製造業	自動車・同付属品	25		
	木製容器			鉄道車両			
	その他の木製品			自転車・オートバイ			
家具、装備品製造業	家具	09	船舶	26			
	建具		その他の輸送用機械器具				
	その他の家具・装備品		理化学機械器具等製造業				
パルプ、紙、紙製品製造業	パルプ、紙	10	光学機械器具等製造業		27		
	紙製容器		時計・同部品製造業		28		
	その他のパルプ・紙製品		011	その他の製造業	がん具、娯楽用品、スポーツ・体育用品	29	
新聞、出版、印刷業	新聞、出版	事務用品					
	印刷	貴金属製品					
	製版、製本、その他の印刷物加工	楽器、レコード					
化学工業	化学肥料	12			装身具、装飾品		30
	有機化学工業製品		プラスチック製品				
	化学繊維		その他の製造				
	油脂加工品、石けん、塗料等		013	飲食料品卸売業	米穀類	31	
	医薬品				野菜、果物		
その他の化学工業	食肉						
石油製品製造業	石油精製	13	生鮮魚介そう	31			
	その他の石油製品		その他の農水畜産物				
石炭製品製造業	14			酒類			
ゴム製品製造業	15			乾物			

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号		
飲食料品卸売業	菓子、パン類	31	飲食料品小売業	鮮魚	41		
	その他の飲食料品			野菜、果物			
繊維品卸売業	生糸、繭、原糸	32		菓子、パン類		42	
	呉服、太物			米穀類			
	その他の織物			料理品			
	洋服類			その他の飲食料品			
	寝具類			呉服			
	靴、履物			洋服地			
	かばん、袋物			衣服、身の回り品小売業	寝具類		43
	下着類				男子既製服		
小間物	男子注文服						
洋品雑貨、その他の繊維品	婦人・子供服						
建築材料卸売業	木材、竹材	33	靴	44			
	セメント		履物				
	板ガラス		洋品雑貨				
	その他の建築材料		小間物				
家具、建具、じゅう器卸売業	家具、建具	34	その他の衣服・身の回り品	45			
	荒物		家具、建具				
	陶磁器、ガラス器		金物				
	その他のじゅう器		荒物				
医薬品、化粧品卸売業	医薬品	35	陶磁器、ガラス器	46			
	化粧品		家庭用電気機械器具				
機械器具卸売業	一般機械器具	36	その他のじゅう器	47			
	自動車・同部品		医薬品、化粧品小売業		医薬品		
	輸送用機械器具		化粧品				
	精密機械器具		百貨店		百貨店		
	電気・通信機械器具				各種商品小売		
鉱物、金属材料卸売業	石炭	37	スポーツ用品	48			
	石油		がん具、娯楽用品				
	鉱物		楽器、レコード				
	鉄鋼		貴金属製品、宝石				
	非鉄金属		その他の趣味・娯楽用品等				
貿易業	貿易	38	燃料	49			
	輸出		書籍、雑誌				
	輸入		文房具、紙				
その他の卸売業	紙、紙製品	39	中古品	50			
	再生資源		農機具				
	家庭用金物		写真機、写真材料				
	建築用金物		時計、眼鏡				
	薪炭類		自動車、自転車				
	肥料		土産物				
	文房具		その他の小売				
	がん具、娯楽用品		総合建設業		一般土木建築工事	51	
	貴金属製品、宝石				土木工事		
	その他の卸売				建築工事		
飲食料品小売業	各種食料品	41	木造建築工事	52			
	酒		職別土木建築工事				
	食肉		電気・通信工事				

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号
職別建設業	管工事	52	料理・飲食店業	料亭	78
	その他の設備工事			日本料理	
鉄道業	61	大衆酒場、小料理			
道路旅客運送業	乗合バス、貸切バス	62		外国料理	
	ハイヤー、タクシー	63		すし	
道路貨物運送業	貨物自動車			そば、うどん	
	その他の道路貨物運送	バー			
水運業	64	キャバレー			
倉庫業	65	喫茶			
放送・電信・電話業	放送	66		その他の飲食	
	電信・電話		温泉旅館、観光ホテル		
電気供給業	67	旅館業	ラブホテル、モーテル		
ガス・熱供給業	68	ホテル、普通旅館			
その他の運輸、運輸附帯サービス、水道業	航空運輸	69	その他の旅館	81	
	運輸附帯サービス		農業		
	水道		林業		
対個人サービス業	洗濯	71	漁業、水産養殖業	82	
	洗い張り、染物		金属鉱業	83	
	写真		石炭鉱業	84	
	理髪		原油・天然ガス鉱業	85	
	美容		非金属鉱業	採石、砂・砂利採取	86
	浴場			その他の非金属鉱業	
	ソープラント		銀行・信託業	銀行	87
	駐車場			信用金庫	
	保育所、老人ホーム			信用組合	
	その他の対個人サービス			農業協同組合	
対事業所サービス業	広告	72	漁業協同組合	88	
	物品賃貸		その他の銀行・信託		
	情報サービス、興信所		その他の金融業		質屋
	その他の対事業所サービス				貸金
映画業	映画館	73	その他の金融	89	
	映画サービス		証券、商品取引業		証券、商品取引
娯楽業	パチンコ	74	保険、保険サービス業	保険、保険サービス	90
	ゴルフ場		不動産業	建売、土地売買	
	運動施設			不動産代理仲介	91
	その他の娯楽		その他の不動産		
その他のサービス業	土木建築サービス	75	その他の産業	教育	99
	医療保健		分類不能		
	医療関連サービス				
	廃棄物処理				
その他のサービス	76	自動車修理業	自動車修理	77	
その他の修理業	機械修理	77	電気機械修理	その他の修理	
	電気機械修理				
	その他の修理				

Ⅲ 適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方

別表一次葉

「45」又は「47」欄に記載があり、措置の適用を受ける場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表一次葉
令五・四・一以後終了事業年度等分

法人税額の計算					
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)又は(別表一付表15)	45	000	(45)の15%又は19%相当額	48	
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	46	000	(46)の22%相当額	49	
その他の所得金額 (1)-(45)-(46)	47	000	(47)の16%又は20.8%相当額	50	
地方法人税額の計算					
所得の金額に対する法人税額 (28)	51	000	(51)の10.3%相当額	53	
課税留保金額に対する法人税額 (29)	52	000	(52)の10.3%相当額	54	
この申告が修正申告である場合の計算					
法人税額の計算	この申告前の法人税額	55		確定地方法人税額	58
	この申告前の還付金額	56	外	還付金額	59
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((15)-(55))若しくは((15)+(56))又は((56)-(24))	57	外	欠損金の繰戻還付	
		00	この申告により納付すべき地方法人税額 ((40)-(58))若しくは((40)+(59)+(60))又は(((59)-(43))+((60)-(43)の外書)))	61	00
土地譲渡税額の内訳					
土地譲渡税額 (別表三(二)「25」)	62	0		土地譲渡税額	64
同上 (別表三(二の二)「26」)	63	0			00
地方法人税額に係る外国税額の控除額の計算					
外国税額 (別表六(二)「56」)	65			控除しきれなかった金額	67
控除した金額 (37)	66			(65)-(66)	

P17参照

別表一次葉

「45」欄に記載があり、中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

(注) 1 適用額は、年800万円(その事業年度終了の日が通算親法人の事業年度終了の日である中小通算法人等

(*1)については、800万円を通算グループ内の各中小通算法人等の所得の金額で按分した金額)が上限となります。

2 別表一「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

3 適用除外事業者(*2)に該当する普通法人(通算法人である普通法人の各事業年度終了の日においてその普通法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が適用除外事業者に該当する場合におけるその普通法人を含みます。)は、本特例の対象から除かれますので、適用額明細書に記載しないでください。

(*1) 法人税法第66条第6項に規定する中小通算法人又は通算親法人である協同組合等のうち租税特別措置法第42条の3の2の規定の適用を受けるものをいいます。

(*2) 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の合計額をその各事業年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額(判定法人が設立後3年を経過していないことや特定合併等に係る合併法人等に該当するものであること等の一定の事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額)が15億円を超える法人をいいます。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等の法人税率の特例	第42条の3の2第1項の表の第1号	00380 ※1	「45」欄の金額
	第42条の3の2第1項の表の第2号	00381 ※2	
	第42条の3の2第1項の表の第3号	00382 ※3	
	第42条の3の2第1項の表の第4号	00383 ※4	
	第42条の3の2第2項	00384 ※5	

※1 普通法人のうち、当該各事業年度終了時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有していないもの(特定の医療法人を除きます。)又は人格のない社団等

※2 一般社団法人(非営利型法人に限ります。)、一般財団法人(非営利型法人に限ります。)、労働者協同組合(特定労働者協同組合に限ります。)、公益社団法人、公益財団法人、認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合又は敷地分割組合

※3 公益法人等(上記※2の法人を除きます。)又は協同組合等(特定の協同組合等を除きます。)

※4 特定の医療法人

※5 特定の協同組合等(*)

(*) 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等(特定の地区又は地域に係るものに限ります。)のうち、租税特別措置法第68条第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

「45」又は「47」欄に記載があり、特定の医療法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

(注) 別表一「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の医療法人の法人税率の特例	第67条の2第1項	00395	「45」及び「47」欄の合計金額

別表一の二次葉
「43」又は「52」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

		事業年度等	:	:	法人名			
法人税額の計算								
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法人税額の計算	(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	43	000	その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算	(12)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((12)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	52	000
		その他の所得金額(1)-(43)	44	000		その他の所得金額(12)-(52)	53	000
		(43)の15%又は19%相当額	45			(52)の15%又は19%相当額	54	
		(44)の23.2%相当額	46			(53)の23.2%相当額	55	
		所得税の額(別表六(一)「6の③」)	47			所得税の額(別表六(一)「6の③」)	56	
	除外税額	外国税額(別表六の二「15」)	48		控除税額	その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除した金額(18)	57	
		計(47)+(48)	49			その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額(56)-(57)	58	
		恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額(8)	50					

「43」欄及び「52」欄

中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合

- 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の3の2第1項の表の第1号」
- 「区分番号」欄：「00380」
- 「適用額」欄：「43」欄及び「52」欄の金額の合計(円単位)

(注) 1 適用額は、「43」欄及び「52」欄それぞれ年800万円が上限となります。
 2 別表一の二「1」欄が「0」又はマイナス、かつ、「12」欄が「0」又はマイナスの場合は、適用額明細書に記載しないでください。

地方税法 法人税額の計算							
課税標準法人税額(34)	62	000	(62)の10.3%相当額	63			
この申告が修正申告である場合の計算							
この申告前の確定地方法人税額	64		この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	66			
この申告前の中間還付額	65		この申告により納付すべき地方法人税額((40)-(64)若しくは((40)+(65)+(66))又は(((65)-(41))+((66)-(41)の外書)))	67	00		

別表一の二次葉 令五・四・一以後終了事業年度等分

別表六(九)

「28」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(九)
令五・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		事 業 年 度	法人名		
試験研究費の額	1	円	税 額 控 除 限 度 額	18	円
控除費対の象額試験の算	2		(4) × ((14) 又は (17))		
試験研究費の額	3		調整前法人税額	19	
(1)のうち一般試験研究費の額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額			(別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)		
控除対象試験研究費の額	4		(9) > 10% の場合の特例加算割合	20	
(2) + (3)			$((9) - \frac{10}{100}) \times 2$		
増費減割試験の研計	5		(小数点以下3位未満切捨て)		
比較試験研究費の額			(0.1を超える場合は0.1)		
(別表六(十一)「5」)			令開和始5した3月事業31年度以前の場合	21	
増減試験研究費の額	6		基準年度比売上金額減少割合 ≥ 2% の場合の特例加算割合		
(1) - (5)			(別表六(十二)「11」)		
増減試験研究費割合	7		当期税額基準額	22	円
$\frac{(6)}{(5)}$			$((19) + (別表六(十五)「9」)) \times (0.25 + (20) + (21))$		
令開の和始試験8年3月事業費31年度以前の場合	8	円	平均売上金額		
試験研究費の額			(別表六(十一)「10」)		
試験研究費の額			令開(7) > 10% の場合令和8年3月31日		
「28」欄					
<p>一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除を適用している場合</p> <p>(1) 令和5年4月1日以後に開始する事業年度※</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00688」</p> <p>③ 「適用額」欄：「28」欄の金額</p> <p>(2) 令和5年3月31日以前に開始した事業年度※</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和5年旧措置法第42条の4第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00657」</p> <p>③ 「適用額」欄：「28」欄の金額</p> <p>※ 通算グループ全体でこの措置の適用額を計算する通算法人にとっては、当該通算法人に係る通算親法人の事業年度が令和5年4月1日以後に開始する場合は(1)に該当し、当該通算法人に係る通算親法人の事業年度が令和5年3月31日以前に開始した場合は(2)に該当します。</p>					
税額控除割合			((18)と((22)又は(25))のうち少ない金額)又は(別表六(九)付表「31」、「34」又は「36」)	26	
令和5年3月31日以前に開始した事業年度の場	15		調整前法人税額超過構成額	27	
(7) > 9.4%			(別表六(六)「8の①」)		
$\frac{10.145}{100} + ((7) - \frac{10.145}{100}) \times 0.375$					
(7) ≤ 9.4%	16		法人税額の特別控除額	28	
$\frac{10.145}{100} - (\frac{9.4}{100} - (7)) \times 0.02$ (0.02未満)			(26) - (27)		
税額控除割合					
((10)、(12)又は(13))					
(小数点以下3位未満切捨て)					
(0.14を超える場合は0.14)					
令和5年4月1日以後に開始する事業年度の場	17				
(7) > 12%かつ令和8年3月31日以前に開始する事業年度の場合					
$\frac{11.5}{100} + ((7) - \frac{12}{100}) \times 0.25$					
(10) 及び (15) 以外の場合					
$\frac{11.5}{100} - (\frac{12}{100} - (7)) \times 0.01$ (0.01未満の場合は0.01)					
税額控除割合					
((10)、(15)又は(16)) + ((10)、(15)又は(16)) × (11)					
(小数点以下3位未満切捨て)					
(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)					

別表六(十)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度		法人名		
試験研究費の額	1	円	中小企業者等税額控除限度額 (4) × ((12) 又は 0.12)	13
控除対象試験研究費の額	2		調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	14
控除対象試験研究費の額の計算	4		当期 令和8年3月31日以前に開始する事業年度 税額基準 (7) > 9.4% 又は (7) > 12% の場合	15
比較試験研究費の額	5		(9) > 10% の場合の特例加算割合 $(9) - \frac{10}{100} \times 2$ (小数点以下3位未満切捨て)	16
増減試験研究費の額	6		(0.1を超える場合は0.1)	
増減試験研究費の額の計算	(6) / (5)		基準年度売上金額減少割合 ≥ 2% かつ令和5年3月31日以前に開始した事業年度	
試験研究費割合の計算	(1) / (8)			
割増前税額			調整前法人税額超過増成額 (別表六(六)「8の②」)	20
税額控除割合の計算	(10) + (10) × (11) (0.17を超える場合は0.17)	12	法人税額の特別控除額 (19) - (20)	21

「21」欄

中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除を適用している場合

(1) 令和5年4月1日以後に開始する事業年度※

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第4項」
- ② 「区分番号」欄：「00689」
- ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額

(2) 令和5年3月31日以前に開始した事業年度※

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和5年旧措置法第42条の4第4項」
- ② 「区分番号」欄：「00658」
- ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額

※ 通算グループ全体でこの措置の適用額を計算する通算法人にあっては、当該通算法人に係る通算親法人の事業年度が令和5年4月1日以後に開始する場合は(1)に該当し、当該通算法人に係る通算親法人の事業年度が令和5年3月31日以前に開始した場合は(2)に該当します。

別表六(十) 令五・四・一以後終了事業年度分

別表六(十四)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	:	:	法人名
------	---	---	-----

別表六(十四) 令五・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		円	円
特別試験研究費の額 (14の計)	1	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	7
控除対象済特別試験研究費の額 (別表六(九)「3」又は別表六(十)「3」)	2	当期税額基準額 $((7)+(別表六(十五)「18」)) \times \frac{10}{100}$	8
差引対象特別試験研究費の額 (1)-(2)	3	当期税額控除可能額 (6)と(8)のうち少ない金額又は別表六(十四)付表二「13」、「16」又は「18」)	9
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と(15)のうち少ない金額)	4	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の③」)	10
(3)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)-(4)と(16)のうち少ない金額)	5		
特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100} + (5) \times \frac{25}{100} + ((3)-(4)-(5)) \times \frac{20}{100}$	6	法人税額の特別控除額 (9)-(10)	11
特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細			
措法第42条の4第7項各号の該当号	特別試験研究の内容		特別試験研究費の額
12	13		14
第1号・第2号・第3号			円
第1号・第2号・第3号	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; margin: 0;">「11」欄</p> <p>特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第7項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00639」</p> <p>③ 「適用額」欄：「11」欄の金額</p> </div>		
第1号・第2号・第3号			
計			
(14の計)のうち(12)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額			15
(14の計)のうち(12)が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額			16

別表六(十六)

「14」又は「28」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(十六) 令五・四・一以後終了事業年度分

事業年度		法人名				
一般試験研究費の額及び中小企業者等の試験研究費の額に係る個別控除対象額の法人税額の特別控除額の計算						
過去適用事業年度等	試験研究費基準額	法人税額基準額	非特定欠損金調整戻税額の合計額 (当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「18の計」)	調整税額控除可能額 (1)と(2)-(3)のうち少ない金額 (マイナスの場合は0)	税額控除超過額の合計額 (当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「17の計」)	既取戻税額控除超過額 (3)+(5)
	1	2	3	4	5	6
・	円	円	円	円	円	円
・						
・						
・						
・						
・						
過去適用事業年度等	既控除対象額 (前期以前の(10)の合計)	調整対象金額 (4)+(6)-(7) (マイナスの場合は0)	当初申告税額控除可能額 (当該過去適用事業年度等の当初申告の(別表六(九)付表「29」又は別表六(十)付表「22」))	控除対象額 (6)と(8)-(9)のうち少ない金額 (マイナスの場合は0)	控除分配割合	個別控除対象額 (10)×(11)
	7	8	9	10	11	12
・	円	円	円	円	—	円
・					—	
・					—	
・					—	
・					—	
計						
調整前法人税額 (別表一「2」)-(28)	13		法人税額の特別控除額 (12の計)と(13)のうち少ない金額		14	
特別試験研究費の額に係る個別控除対象額の法人税額の特別控除額の計算						
過去適用事業年度等	「14」欄		非特定欠損金調整戻税額の合計額	調整税額控除可能額	税額控除超過額の合計額	超
	調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合の法人税額の特別控除(個別控除対象額が一般試験研究費の額及び中小企業者等の試験研究費の額に係るものである場合)を適用している場合					円
・	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第13項」					
・	② 「区分番号」欄：「00675」					
・	③ 「適用額」欄：「14」欄の金額					
・						
・						
過去適用事業年度等	「28」欄		当初申告税額控除可能額	控除対象額		額
	調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合の法人税額の特別控除(個別控除対象額が特別試験研究費の額に係るものである場合)を適用している場合					円
・	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の4第18項において準用する第42条の4第13項」					
・	② 「区分番号」欄：「00676」					
・	③ 「適用額」欄：「28」欄の金額					
・						
・						
計						
調整前法人税額 (別表一「2」)	27		法人税額の特別控除額 (26の計)と(27)のうち少ない金額		28	

別表六(十七)

「16」又は「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

別表六(十七) 令五・四・一以後終了事業年度分

事業種目	1					
資産種類	2					
設備の種類又は区分	3					
細目	4					
取得年月日	5	・	・	・	・	・
指定事業の用に供した年月日	6	・	・	・	・	・
取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8					
差引改定取得価額 (7) - (8) 又は ((7) - (8)) × $\frac{75}{100}$	9					

法人税額の特別控除額の計算

金額の合計額	10	円	差引当期税額基準額残額 (別表六(二十五)「15」)	17	円
--------	----	---	-------------------------------	----	---

「16」欄
 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第2項」
 ② 「区分番号」欄：「00043」
 ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額

除限度超過額の計	18	
繰越税額控除可能額うち少ない金額	19	

当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額	14	越	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の④」)	20
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑤」)	15	分	当期繰越税額控除額 (19) - (20)	21
当期税額控除額 (14) - (15)	16		法人税額の特別控除額 (16) + (21)	22

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (23) - (24)
・	23	24	25
・			
・			
計			
当期分	(11)		
合計			

「21」欄
 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第3項」
 ② 「区分番号」欄：「00044」
 ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額

機械装置等の概要

別表六(十八)

「18」又は「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(十八) 令五・四・一以後終了事業年度分

認定事業者に関する事項						
沖縄県知事の認定年月日	・	・	実施期間	・	・	計画の名称 (認定番号)
工業用機械等の取得価額に関する明細						
措法第42条の9第1項の表の各号の該当号	1	第号	第号	第号	第号	第号
事業種目	2					
資産区分	種類	3				
	構造、用途、設備の種類又は区分	4				
	細目	5				
	取得年月日	6	・	・	・	・
	事業の用に供した年月日	7	・	・	・	・
	取得価額	8	円	円	円	円
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9					
差引改定取得価額 (8)-(9)	10					
法人税額の特別控除額の計算						
当期分	取得価額の合計額 (10の合計)	11	円	差引当期税額基準額残額 (15)-(16)	19	円
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12		繰越税額控除限度超過額 (25の計)	20	
	税額控除限度額 $(11)-(12) \times \frac{15}{100} + (12) \times \frac{8}{100}$	13		同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19)と(20)のうち少ない金額)	21	
	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	14		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑥」)	22	
	当期税額基準額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15		当期繰越税額控除額 (21)-(22)	23	
	当期税額控除可能額 (13)と(15)のうち少ない金額)	16		法人税額の特別控除額 (18)+(23)	24	
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑦」)	17				
	当期税額控除額 (16)-(17)	18				
翌期繰越税額控除限度超過額の計算						
事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	25	円	当期控除可能額	26	円
・						外
・						外
・						外
・						外
・						外
・						外
・						外
計			(21)			
当期分	(13)		(16)			外
合計						
機械設備等の概要						

P25参照

別表六(十八)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等 を取得した場合の法人税額の特別控除 (「1」欄が「第1号」)	第42条の9第1項の表の第1号	00493	「18」欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機 械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (「1」欄が「第2号」)	第42条の9第1項の表の第2号	00494	
沖縄の産業イノベーション促進地域において工 業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控 除 (「1」欄が「第3号」)	第42条の9第1項の表の第3号	00495	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業 用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (「1」欄が「第4号」)	第42条の9第1項の表の第4号	00496	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用 機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (「1」欄が「第5号」)	第42条の9第1項の表の第5号	00497	

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得し た場合の法人税額の特別控除	第42条の9第2項(同条第1項 の表の第1号から第5号まで)	00411	「23」欄の金額

別表六(十九)

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

別表六(十九) 令五・四・一以後終了事業年度分

国家戦略特別区域の名称	1					
特定事業の内容	2					
資産	種類	3				
	構造、用途、設備の種類又は区分	4				
	細目	5				
区分	国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた事業実施計画に記載されることとなった年月日	6	・	・	・	・
	取得年月日	7	・	・	・	・
取得価額	特定事業の用に供した年月日	8	・	・	・	・
	取得価額又は製作価額	9	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10				
	差引改定取得価額(9)-(10)	11				

法人税額の特別控除額の計算

(11)のうち(7)が平成31年3月31日以前であるものに係る額の合計額	12	円	調整前法人税額	21	円
--------------------------------------	----	---	---------	----	---

「25」欄

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の10第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00507」
- ③ 「適用額」欄：「25」欄の金額

(14)のうち(6)が平成31年3月31日以前であるものに係る額	16		当期税額控除可能額	23	
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	17		((20)と(22)のうち少ない金額)		
税額控除限度額の計算	18	$\frac{15}{100} \times ((12) - (13)) + \frac{8}{100} \times ((13) + (17))$	調整前法人税額超過構成額	24	
	19	$\frac{14}{100} \times ((14) - (15)) - \frac{7}{100} \times ((16) - (17))$	(別表六(六)「8の⑧」)		
税額控除限度額	20		法人税額の特別控除額	25	
			(23) - (24)		

機械設備等の概要

--	--	--	--	--	--

別表六(二十)

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

別表六(二十) 令五・四・一以後終了事業年度分

国際戦略総合特別区域の名称	1					
特定国際戦略事業の内容	2					
資産	種類	3				
	構造、用途、設備の種類又は区分	4				
	細目	5				
区分	指定法人の指定法人事業実施計画に記載されることとなった年月日	6	・	・	・	・
	取得年月日	7	・	・	・	・
取得価額	特定国際戦略事業の用に供した年月日	8	・	・	・	・
	取得価額又は製作価額	9	円	円	円	円
額	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10				
	差引改定取得価額(9) - (10)	11				

法人税額の特別控除額の計算

(11)のうち(7)が平成31年3月31日以前であるものに係る額の合計額	12	円	調整前法人税額	円
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	13			
(11)のうち(7)が平成31年4月1日以後であるものに係る額の合計額	14			
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	15			
(14)のうち(6)が平成31年3月31日以前であるものに係る額	16		当期税額控除可能額	23
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	17		((20)と(22)のうち少ない金額)	
税額控除限度額の計算	18		調整前法人税額超過構成額	24
$\frac{((12)-(13))+((16)-(17)) \times \frac{12}{100} + ((13)+(17)) \times \frac{6}{100}}{100}$			(別表六(六)「8の⑨」)	
19				
$\frac{((14)-(15))-((16)-(17)) \times \frac{10}{100} + ((15)-(17)) \times \frac{5}{100}}{100}$				
税額控除限度額	20		法人税額の特別控除額	25
(18) + (19)			(23) - (24)	

「25」欄

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00301」
- ③ 「適用額」欄：「25」欄の金額

機械設備等の概要

別表六(二十一)

「19」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等^{けん}を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
	・	・	

別表六(二十一) 令五・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否						
促 進 区 域	1					
承認地域経済牽引事業の内容	2					
資 産 区 分	資 種 類	3				
	構造、用途、設備の種類又は区分	4				
	細 目	5				
	取 得 年 月 日	6	・	・	・	・
	承認地域経済牽引事業の用に供した年月日	7	・	・	・	・
取 得 価 額	取得価額又は製作価額	8		円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9				
	差引改定取得額 (8) - (9)					
法 人	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「19」欄</p> <p>地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等^{けん}を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11の2第2項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00599」</p> <p>③ 「適用額」欄：「19」欄の金額</p> </div>					
取得価額の合計 ((10)の合計)						
同上のうち機械及び装置並びに器具及び備品に係る額	12			$(15) \times \frac{20}{100}$	16	
同上のうち地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業の用に供したものに係る額	13			当期税額控除可能額 ((14)と(16)のうち少ない金額)	17	
税額控除限度額	14			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑩」)	18	
$((12) - (13)) \times \frac{4}{100} + (13) \times \frac{5}{100} + ((11) - (12)) \times \frac{2}{100}$				法人税額の特別控除額 (17) - (18)	19	
機 械 設 備 等 の 概 要						

別表六(二十二)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名
------	--------	-----

別表六(二十二) 令五・四・一以後終了事業年度分

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日	1	・	・	・	・	・
計画の区分及び事業実施地域	2	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型
資産区分	種類	3				
	構造、用途又は区分	4				
	細目	5				
取得年月日	6	・	・	・	・	・
事業の用に供した年月日	7	・	・	・	・	・
取得価額		円	円	円	円	円
法人税法上の圧縮記による積立金計上						
差引改定取得価額 (8) - (9)						
法人						
取得価額の合計額 (10)の合計	11		当期税額基準額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15		
同上のうち移転型計画に係る額	12		当期税額控除可能額 (13)と(15)のうち少ない金額	16		
税額控除限度額 $((11) - (12)) \times \frac{4}{100} + (12) \times \frac{7}{100}$	13		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の㉑」)	17		
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」)	14		法人税額の特別控除額 (16) - (17)	18		
建物の概要						

「18」欄
 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11の3第2項」
 ② 「区分番号」欄：「00570」
 ③ 「適用額」欄：「18」欄の金額

別表六(二十三)

「21」又は「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表六(二十三)
令五・四・一以後終了事業年度分

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度		・	・	法人名	
認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する事項					
認定年月日 (変更の認定年月日)	(・	・)	事業実施地域
地方事業所基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算					
基準雇用者数 (36)	1	人	移転型地方事業所基準雇用者数	11	人
地方事業所基準雇用者数	2		移転型新規雇用者総数	12	
調整地方事業所基準雇用者数 (1)と(2)のうち少ない数)			移転型特定非新規雇用者数	13	
特定新規雇用	「21」欄 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（地方事業所基準雇用者数に係る措置）を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12第1項」 ② 「区分番号」欄：「00624」 ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額				
特定新規雇用者基準 (3)と(4)のうち少ない数 (マイナスの場合は0)					
移転型特定新規雇用					
移転型特定新規雇用者基礎数 (5)と(6)のうち少ない数)	7		調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	17	
新規雇用者総数	8		当期税額基準額 $(17) \times \frac{20}{100}$	18	
特定非新規雇用者数	9		当期税額控除可能額 (16)と(18)のうち少ない金額)	19	
特定非新規雇用者基礎数 (3)-(8)と(9)のうち少ない数 (マイナスの場合は0)	10		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の②」)	20	
				当期税額控除額 (19)-(20)	21
地方事業所特別基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算					
基準年	「31」欄 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（地方事業所特別基準雇用者数に係る措置）を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12第2項」 ② 「区分番号」欄：「00625」 ③ 「適用額」欄：「31」欄の金額				
地方事業所数の所基礎特別と雇用者基準雇用者数	適用年	・	・	・	・
地方事業所特別基準雇用者数 (22)+(23)+(24)+(25) (マイナスの場合は0)	当期分	25		(別表六(六)「8の③」)	30
				当期税額控除額 (29)-(30)	31
法人税額の特別控除額 (21)+(31)					32
基準雇用者数に関する明細					
当期の終了の日における雇用者の数	当期の開始の日の前日における雇用者の数	(34)のうち当期の終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数	基準雇用者数 (33)-((34)-(35))		
33	34	35	36		
人	人	人	人		

別表六(二十四)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(二十四) 令五・四・一以後終了事業年度分

事業年度		法人名		
特定寄附金の額の合計額 (23の計)	1	円	調整前法人税額 (6)	11
税額控除基準額 $(1) \times \frac{40}{100}$	2		税額控除超過取戻税額等の加算額 (別表六(十)付表「30」+「35」)+ (別表六(十四)付表二「19」+「24」)	12
差引税額控除基準額残額 (2)-(22)	3		通算法人の仮装経理に基づく 過大申告の場合等の法人税額 に係る加算額	13
特定寄附金基準額 $(1) \times \frac{10}{100}$	4		法人税額調整加算額 の (別表三(二)「25」)+(別表三(二)の二 「26」)+(別表三(三)「21」)+(別表六 (三十一)「31」)	14
税額控除限度額 (3)と(4)のうち少ない金額)	5		加算課税額 (12)+(13)+(14)	15
			法人税額の特別控除 の 中小企業者等以外の法人 の (別表六(六)「7の②」+「7の④」 から「7の⑦」までの合計+「7の ⑮」+「7の⑯」+「7の⑰」から「7 の⑳」までの合計)	16
			者等 の②」から 「7の⑩」 計+「7の の合計)	17
			(17))	18
(5)と(7)のうち少ない金額)			税額の 加算対象通算対象欠損調整額等	19
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の④」)	9		控除対象通算適用前欠損調整額等	20
法人税額の特別控除額 (8)-(9)	10		住民税額控除額の計算の基礎となる 法人税額 (18)+(19)-(20) (20)>(18)+(19)-(15)の場合は(15))	21
			住民税額控除額 $(21) \times \frac{1.4}{100}$	22
特定寄附金に関する明細				
寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容	特定寄附金の額	
・	・		23	
・	・		円	
・	・			
計				

「10」欄
 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の2第1項」
 ② 「区分番号」欄：「00652」
 ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

別表六(二十五)

「17」又は「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・ ・	法人名
------	--------	-----

別表六(二十五) 令五・四・一以後終了事業年度分

事業種目	1					
種類	2					
資産の種類又は区分	3					
細目	4					
取得年月日	5	・	・	・	・	・
「17」欄に供した年月日	6	・	・	・	・	・

<p>「17」欄 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の4第2項」 ② 「区分番号」欄：「00603」 ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額</p>		円	円
(7) - (8)	9		

法人税額の特別控除額の計算			
取得価額の合計額 (9の合計)	10	円	円
同上のうち特定中小企業者等に係る額	11		
税額控除限度額 $((10)-(11)) \times \frac{7}{100} + (11) \times \frac{10}{100}$	12		
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)	13		
当期税額基準額 $(13) \times \frac{20}{100} - (別表六(十七)「14」)$	14		
当期税額控除可能額 (12)と(14)のうち少ない金額	15		
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑯」)	16		
当期税額控除額 (15) - (16)	17		
前期繰越税額基準額残額 (14) - (15) - (別表六(十七)「19」)	18		
繰越税額控除限度超過額 (24の計)	19		
同上のうち当期繰越税額控除可能額 (18)と(19)のうち少ない金額	20		
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑰」)	21		
当期繰越税額控除額 (20) - (21)	22		
法人税額の特別控除額 (17) + (22)	23		

翌期繰越税額控除限度超過額の計算			
事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (24) - (25)
・	24	25	26

<p>「22」欄 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の4第3項」 ② 「区分番号」欄：「00604」 ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額</p>	
計	
当期分	

合計	
機械設備等の概要	

別表六(二十六)

「32」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(二十六) 令五・四・一以後終了事業年度分

事業年度		：	：	法人名		
期末現在の資本金の額又は出資金の額	1	円				
期末現在の常時使用する従業員の数	2	人				
法人税額の特別控除額の計算						
雇用者給与等支給額 (別表六(二十六)付表一「4」)	4	円		控除対象雇用者給与等支給増加額 (6)と(10)のうち少ない金額	19	円
比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十六)付表一「11」)	5			雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十六)付表二「12」)	20	
雇用者給与等支給増加額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6			差引控除対象雇用者給与等支給増加額 (19) - (20) (マイナスの場合は0)	21	
雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(6)}{(5)}$ (5) = 0の場合は0)	7			第1項適用の場合 (14) \geq 4% の場合 0.1	22	
調整雇用者給与等支給額 (別表六(二十六)付表一「5」)	8	円		(18) \geq 20% 又は (15) = (17) > 0 の場合 0.05	23	
調整比較雇用者給与等支給額 (別表六(二十六)付表一「12」)	9			税額控除限度額 (21) \times (0.15 + (22) + (23)) (14) < 0.03の場合は0)	24	円
調整雇用者給与等支給 (8) - (9) (マイナスの場合)					25	
継続雇用者給与 (別表六(二十六)付表一「19」)					26	
継続雇用者比較給与 (別表六(二十六)付表一「19」の③)					27	
継続雇用者給与等支給増加額 (11) - (12) (マイナスの場合は0)	13			中小企業者等税額控除限度額の計算 (21) \times (0.15 + (25) + (26)) (7) < 0.015の場合は0)	27	円
継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(13)}{(12)}$ (12) = 0の場合は0)					28	
教育訓練費 (別表六(二十六)付表一「24」)	16				29	
比較教育訓練費 (別表六(二十六)付表一「24」)	17				30	
教育訓練費増加額 (15) - (16) (マイナスの場合は0)	17			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑩」)	31	
教育訓練費増加割合 $\frac{(17)}{(16)}$ (16) = 0の場合は0)	18			法人税額の特別控除額 (30) - (31)	32	

[32]欄
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の5第1項」
② 「区分番号」欄：「00677」
③ 「適用額」欄：「32」欄の金額

[32]欄
中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の5第2項」
② 「区分番号」欄：「00678」
③ 「適用額」欄：「32」欄の金額

別表六(二十七)

「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	：	：	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(二十七) 令五・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否						
事業種目	1					
資産	種類	2				
	構造、用途、設備の種類又は区分	3				
	細目	4				
区分	取得年月日	5	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8				
	差引改定取得価額 (7) - (8)					
法人税						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「20」欄</p> <p>認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の6第2項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00655」</p> <p>③ 「適用額」欄：「20」欄の金額</p> </div>						
同上のうち条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備に係る額	11		当期税額基準額		17	
			$(16) \times \frac{20}{100}$			
(9)のうち(6)が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間であるものに係る額の合計額	12		当期税額控除可能額		18	
			((15)と(17)のうち少ない金額)			
同上のうち条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備に係る額	13		調整前法人税額超過構成額		19	
(9)のうち(6)が令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間であるものに係る額の合計額	14		(別表六(六)「8の㉘」)			
税額控除限度額 $((10) - (11)) \times \frac{15}{100} + ((11) + ((12) - (13))) \times \frac{9}{100} + (13) \times \frac{5}{100} + (14) \times \frac{3}{100}$	15		法人税額の特別控除額		20	
			$(18) - (19)$			
機 械 設 備 等 の 概 要						

別表七(一)付表五
「12の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例に関する
 明細書

		事業年度	:	:	法人名		
欠損控除前所得金額 (別表七(一)「1」)	1	円		所得限度額 (別表七(一)「1」-「2」)	2	円	
投資額残額の計算							
投資の額の累計額	3	円		投資額残額 (3)-(4)	5	円	
前期以前に特例の適用を受けた金額 の累計額 (前期以前の(6)の合計額)	4			当期に特例の適用を受けた金額 (12の計)	6		
超過控除対象額の計算							
特例事業年度	特例対象控除未済欠損金額 (別表七(一)「3」)	特例の適用がない場合の当期控除額 (当該特例事業年度の別表七(一)「3」と別表七(一)「2」-当該特例事業年度前の別表七(一)「4」の合計額のうち少ない金額) (マイナスの場合は0)	(7)のうち超過控除可能額 (7)-(8) (マイナスの場合は0)	投資額残額 (5)-(当該特例事業年度前の(12))	損金算入限度超過額 (2)-(当該特例事業年度前の(12))	超過控除対象額 (9)、(10)と(11)のうち少ない金額	
	7	8	9	10	11	12	
	円	円	円	円	円	円	
・							
・							
計							

別表七(一)付表五
 令五・四・一以後終了事業年度分

「12の計」欄

認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和5年旧措置法第66条の11の4第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00674」
- ③ 「適用額」欄：「12の計」欄の金額

別表七(二)付表五
「35の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定事業適応法人の欠損金の通算の特例に関する明細書

		事業年度	:	:	法人名		
欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表一「1」)	1	円	所得限度額 (別表七(二)付表一「1」-「2」)	2	円	各通算法人の所得限度額の合計額 (別表十八(-)付表二「1」)	3
投資額の累計額							
投資の額の累計額	4	円	投資額	5	円	残額	6
(4) - (5)							
前期以前の特例の適用を受けた金額のうち当該通算法人の投資の額に対応する部分の金額の累計額 (前期以前の(7)の合計額)	5	円	当期に特例の適用を受けた金額のうち当該通算法人の投資の額に対応する部分の金額	7	円	(34の計)	
特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額の計算							
特例10年内事業年度							
特例対象特定欠損金額に係る控除未済額 (別表七(二)付表一「4」)	8	円	特例の適用がない場合の当期控除額 (別表七(二)付表一「4」と(別表七(二)付表一「12」×「13」のうち少ない金額)	9	円	(8)のうち超過控除可能額 (8) - (9) (マイナスの場合は0)	10
						投資額残額 (6) - (当該特例10年内事業年度前の(34))	11
						損金算入限度超過額 ((2) - 当該特例10年内事業年度前の(35)) と (当該特例10年内事業年度の別表七(二)付表一「11」 - (9)) のうち少ない金額 (マイナスの場合は0)	12
						特定超過控除対象額 ((10) , (11) と (12) のうち少ない金額)	13
非特定超過控除対象額の計算							
各通算法人の非特定欠損金額に係る控除未済額の合計額 (別表七(二)付表一「15」)	14	円	特例の適用がない場合の計算 非特定損金算入割合 (別表十八(-)「23の計」) - (別表十八(-)付表一「2」+「3」) (14) (1を超える場合は1) (マイナスの場合は又は(14) = 0の場合は0)	15	円	損金算入限度額 (14) × (15)	16
						(14)のうち超過控除可能額 (14) - (16)	17
						投資額残額 (6) - (当該特例10年内事業年度前の(34) + 当該特例10年内事業年度の(13))	18
						各通算法人の投資額残額の合計額 (別表十八(-)付表二「2」)	19
特例10年内事業年度							
既算出超過控除対象額 (13) + (当該特例10年内事業年度前の(35))	20	円	各通算法人の既算出超過控除対象額の合計額 (別表十八(-)付表二「3」)	21	円	調整所得限度総額 (3) - (21)	22
						非特定欠損控除前所得金額 (1) - (別表七(二)付表一「6」+「9」)	23
						各通算法人の非特定欠損控除前所得金額の合計額 (別表十八(-)付表二「4」)	24
						所得基準額 ((22) と (24) のうち少ない金額)	25
非特定超過控除対象額の計算							
配賦前非特定超過控除対象額 ((17) , (19) と (25) のうち少ない金額)	26	円	特例の適用がない場合の計算 既損金算入額及び特定損金算入額控除後 非特定欠損金控除額 (16) × (27) 別表十八(-)「1」	27	円	調整非特定欠損控除前所得金額 (23) - (27)	28
						各通算法人の調整非特定欠損控除前所得金額の合計額 (28)	29
						配賦割合 (29)	30
特例10年内事業年度							
非特定超過控除対象額の計算 非特定超過控除対象額 (26) × (31)	32	円	配賦前非特定超過控除対象額のうち当該通算法人の投資の額に対応する部分の金額 (26) × (18) (19)	33	円	特例の適用を受けた金額のうち当該通算法人の投資の額に対応する部分の金額 (13) + (33)	34
						特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額の合計額 (13) + (32)	35
						配賦投資額 (当初申告の(33) - (32)) (マイナスの場合は0)	36
						被配賦投資額 (当初申告の(32) - (33)) (マイナスの場合は0)	37
計							

「35の計」欄

認定事業適応法人の欠損金の通算の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和5年旧措置法第66条の11の4第3項」

② 「区分番号」欄：「00685」

③ 「適用額」欄：「35の計」欄の金額

別表七(二)付表五
 令五・四・一以後終了事業年度分

別表八(一)
「4」又は「33」欄に記載があり、措置の適用を受ける場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

受取配当等の益金不算入に関する明細書

		事業年度	・	・	法人名		
完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (9の計)	1					非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (33の計)	4
関連法人株式等に係る受取配当等の額 (16の計)	2					受取配当等の益金不算入額 (1)+(2)-(20の計))+ (3)×50%+(4)×(20% 又は40%)	5
その他株式等に係る受取配当等の額 (26の計)	3						
受 取							
完全子法人株式等	法人 本店の所在						
	受取配当等の額の計算						
関連法人株式等	法人 本店の所在						
	受取配当等の額の計算						
保 有 割							
受 取 配 当 等 の							
同上のうち益金の額に算入される 益金不算入の対象となる (14)-(15)							
(34)が「不適用」の場合又は別表八(一) 付表「13」が「非該当」の場合 (16)×0.04	17						
同上以外の場合 (16) (1)	18						
受取配当等の							
その	法 人 本店の所在						
他 保							
受 取 配 当 等 の 額	24						
同上のうち益金の額に算入される金額	25						
益金不算入の対象となる金額 (24)-(25)	26						
非 法 人 名 又 は 銘 柄	27						
本 店 の 所 在 地	28						
基 準 日 等	29	・	・	・	・	・	計
保 有 割 合	30						
受 取 配 当 等 の 額	31			円	円	円	円
同上のうち益金の額に算入される金額	32						
益金不算入の対象となる金額 (31)-(32)	33						
支 払 利 子 等 の 額 の 明 細							
令 第 19 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 支 払 利 子 控 除 額 の 計 算							
		34					適用・不適用
当 期 に 支 払 う 利 子 等 の 額	35						円
超過利子額の損金算入額 (別表十七(二の三)「10」)	36						円
支 払 利 子 等 の 額 の 合 計 額 (35)-(36)+(37)	37						円
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「29」のうち多い金額)又は(別表十七(二の二)「34」と別表十七(二の二)「17」のうち多い金額)	38						円

「4」欄

保険会社の受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の7第1項」
 ② 「区分番号」欄：「00583」
 ③ 「適用額」欄：「4」欄の金額(第67条の7第1項に規定する保険業を行うものが適用を受ける金額に限ります。)

(注) 非支配目的株式等に係る受取配当等の額がある場合には「4」欄に記載することになりますが、本特例は、保険業法第3条第1項又は第185条第1項に規定する免許を受けて保険業を行う法人を対象としているものですので、当該法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。

「33」欄

特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の6第1項」
 ② 「区分番号」欄：「00278」
 ③ 「適用額」欄：「28」欄に「特定株式投信」と記載した銘柄の「33」欄の金額の合計額

別表八(一) 令五・四・一以後終了事業年度分

別表十(一)
「9」又は「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

沖縄の認定法人の所得の特別控除及び要加算調整額の益金算入に関する明細書

事業年度	法人名		
区	第1号	特別控除額	9
域	第2号 ・ 第2項	(1) 経済金融活性化特別地区の区域内において常時使用する従業員の数	10
設立年月日	・	常時使用する従業員の総数	11
設	・	従業員割合 $\frac{(10)}{(11)}$	12
立	・	特別控除額 $((5) \text{又は別表十(一)付表「18」} \times \frac{40}{100} \times (12))$	13
年	・	要加算調整額	14
月	・	差引特別控除額 $((9)-(14)) \text{又は} ((13)-(14))$ (マイナスの場合は0)	15
日	・	差引益金算入額 $((13)-(14))$ (マイナスの場合は0)	16
日	・		

1 措法第60条第1項の表の各号又は第2項の区分
 第1号(情報通信産業特別地区の区域)
 第2号(国際物流拠点産業集積地域の区域)
 第2項(経済金融活性化特別地区の区域)

2 設立年月日

3 認定を受けての日

「9」欄
 沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例を適用している場合(「1」欄が「第1号」)
 ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第60条第1項の表の第1号」
 ② 「区分番号」欄: 「00208」
 ③ 「適用額」欄: 「9」欄の金額

7 (5)と(6)のうち少ない金額

「9」欄
 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例を適用している場合(「1」欄が「第2号」)
 ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第60条第1項の表の第2号」
 ② 「区分番号」欄: 「00425」
 ③ 「適用額」欄: 「9」欄の金額

「13」欄
 沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例を適用している場合(「1」欄が「第2項」)
 ① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第60条第2項」
 ② 「区分番号」欄: 「00544」
 ③ 「適用額」欄: 「13」欄の金額

別表十(一) 令五・四・一以後終了事業年度分

別表十(二)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国家戦略特別区域における指定法人の所得の特別控除及び要加算調整額の益金算入に関する明細書

		事業年度	法人名		
国家戦略特別区域の名称	1			所得金額仮計 (別表四「26の①」+「32の①」)+(別表四付表「9の①」)	5
設立年月日	2	・		軽減対象所得金額	6
指定法人としての指定を受けた日	3	・		(5)と(6)のうち少ない金額	7
特定事業の内容	4			特別控除額 $((7)又は(別表十(二)付表「11」)) \times \frac{20}{100}$	8
				要加算調整額	9
				差引特別控除額 (8)-(9) (マイナスの場合は0)	10
				差引益金算入額 (9)-(8) (マイナスの場合は0)	11

別表十(二) 令五・四・一以後終了事業年度分

「8」欄

国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第61条第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00594」
- ③ 「適用額」欄：「8」欄の金額

別表十(三)

「16」又は「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

事業年度	： ：	法人名	
------	--------	-----	--

別表十(三) 令五・四・一以後終了事業年度分

I 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書									
準備金の名称	1				翌期繰越額の計算	期首探鉱準備金の金額又は期首海外探鉱準備金の金額	12		円
当期積立額	2					当期益金算入額	13		
積立限度額の計算	当期の指定期間内の鉱物の販売による収入金額	3			租税特別措置法の採算積立	5年を経過した場合の益金算入額(25の計)	13		
	取引基準額 (3) × $\frac{12}{100}$	4				同上以外の場合による益金算入額(26の計) + (27の計)	14		
積立限度額の計算	(3)の収入金額に係る費用等の額	5			租税特別措置法の採算積立	計 (13) + (14)	15		
	鉱物の販売に係る所得金額 (4) - (5)	6				当期積立額のうち損金算入額 (2) - (11)	16		
積立限度額の計算	租税特別措置法の採算積立 (4) + (9)					期末探鉱準備金の金額又は期末海外探鉱準備金の金額 (12) - (15) + (16)	17		
当期分計									

「16」欄

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合

- 探鉱準備金の損金算入((2)に該当するもの以外)
 - 「租税特別措置法の条項」欄：「第58条第1項」
 - 「区分番号」欄：「00203」
 - 「適用額」欄：「16」欄の金額
- 探鉱準備金の損金算入(適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合)
 - 「租税特別措置法の条項」欄：「第58条第8項」
 - 「区分番号」欄：「00203」
 - 「適用額」欄：「16」欄の金額
- 海外探鉱準備金の損金算入
 - 「租税特別措置法の条項」欄：「第58条第2項」
 - 「区分番号」欄：「00482」
 - 「適用額」欄：「16」欄の金額

「43」欄

II 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合									
探鉱費基準額の計算	当期に支出した新鉱床探鉱費又は当期の探鉱用機械設備の				計	所得基準額 (37) - (40)又は(別表十(三)付表「9」若しくは「16」) - (41) (マイナスの場合は0)	42		
	(29)のうち国内の新鉱床					特別控除額 (33)、(36)と(42)のうち少ない金額	43		
	(29)のうち海外の新鉱床								
探鉱費基準額の計算	(30)の額を超える益金算入								
	探鉱費基準額(29)又は(31) (マイナスの場合は0)								
	5年を経過した場合の益金算入額(25の計)	34							
準備金の計算	任意取崩し等の場合の益金算入額(26の計)	35							
準備金の計算	益金算入基準額(34) + (35)	36							

別表十(四)

「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書

事年	業年度	・	・	法人名
----	-----	---	---	-----

別表十四
令五・四・一以後終了事業年度分

日本船舶・船員確保計画等に関する事項										
日本船舶・船員確保計画の認定日	1	・	・	認定計画に記載された計画期間	2	・	・	日本船舶につき国土交通大臣の承認を受けた日	3	・
日本船舶ごとの純トン数に応じた利益の金額の計算										
1 日 当 た り 利 益 金 額 の 計 算	日本船舶の名称	4								
	日本船舶の純トン数	5	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	(5)のうち1,000トン以下の純トン数	6								
	(6)× $\frac{1}{100}$ ×120円又は130円)又は (6)× $\frac{1}{100}$ ×180円又は195円)	7	円	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち1,000トンを超え10,000トン以下の純トン数	8	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	(8)× $\frac{1}{100}$ ×90円又は110円)又は (8)× $\frac{1}{100}$ ×135円又は165円)	9	円	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち10,000トンを超え25,000トン以下の純トン数	10	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	(10)× $\frac{1}{100}$ ×60円又は70円)又は (10)× $\frac{1}{100}$ ×90円又は105円)	11	円	円	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち25,000トン超の純トン数	12	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	(12)× $\frac{1}{100}$ ×30円又は40円)又は (12)× $\frac{1}{100}$ ×45円又は60円)	13	円	円	円	円	円	円	円	円
	日本船舶の1日当たり利益金額 (7) + (9) + (11) + (13)	14								
	日本船舶の持分比率	15								
	日本船舶の稼働日数	16	日	日	日	日	日	日	日	日
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (14) × (15) × (16)	17	円	円	円	円	円	円	円	円	
損金算入額又は益金算入額の計算										
日本船舶外航事業に係る所得の金額 (別表十(四)付表一「25」)	18							損金算入額 (18) - (19)	20	円
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額 (17)の合計額)	19							益金算入額 (19) - (18)	21	円
日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合の益金算入額の計算										
認定の取消日	22	・	・	計画の認定を取り消された場合の益金算入額 (26の合計)	23					円
前金額まで合計に損額の計算に算入された	事業年度			日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額		日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額		損金算入額 (24) - (25)		
	・			24	円	25	円	26	円	
	・									
	・									
	・									
	・									
	合計									

「20」欄
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例を適用している場合
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第59条の2第1項」
② 「区分番号」欄：「00484」
③ 「適用額」欄：「20」欄の金額

別表十(五)

「22」、「37」、「42」、「47」又は「52」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法及び沖特令の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表十(五)

令五・四・一以後終了事業年度分

I 収用換地等の場合の所得の特別控除に関する明細書										
譲渡資産の明細	公共事業者の名称		1		譲渡資産の帳簿価額	12				円
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日		2	・	・	同上のうち補償金等の額に対応する部分の帳簿価額	13			
	収用換地等による譲渡年月日		3	・	・	譲渡経費の額	14			
	譲渡資産の種類		4			譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	15			
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額		5		円	差引譲渡経費の額 (14) - (15)	16			
	同上以外の補償金の額	収益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額		6		同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額	17			
		経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額		7		譲渡益の額 (9) + (10) - (11) - ((12)又は(13)) - ((16)又は(17))	18			
		移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額		8		当期前において設けた特別勘定の金額で、当期において益金の額に算入して控除の規定の適用を受ける金額	19			
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)		9			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	20			
特別控除に係る交換取得資産の価額		10			特別控除残額 5,000万円 - (20)	21				
P44参照		11			特別控除額 (((18)又は(19))と(21)のうち少ない金額)	22				

特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業実施者等の名称	23			を譲渡した住宅地造成事業等の特別控除額のために土地等を譲渡した場合の合理的な特別控除額を計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	38			円
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	24	(・	・	1,500万円 - (38)	39			
取得した対価の額	25			円	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	40			
交換取得資産の価額	26				特別控除残額 5,000万円 - (40)	41			
交換取得資産につき支払った交換差金の額	27				特別控除額 (32)、(39)と(41)のうち少ない金額)	42			
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額	28				当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	43			
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額		29		800万円 - (43)	44			
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額		30		当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	45			
	差引譲渡経費の額 (29) - (30)		31			特別控除残額 5,000万円 - (45)	46		
譲渡益の額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)		32			特別控除額 (32)、(44)と(46)のうち少ない金額)	47			
特定土地地区画整理事業等の特別控除のため額を計算	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額		33			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	48		
	2,000万円 - (33)		34			1,000万円 - (48)	49		
	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額		35			当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	50		
	特別控除残額 5,000万円 - (35)		36			特別控除残額 5,000万円 - (50)	51		
	特別控除額 (32)、(34)と(36)のうち少ない金額)		37			特別控除額 (32)、(49)と(51)のうち少ない金額)	52		

別表十(五)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法及び沖特令の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用換地等の場合の所得の特別控除	「第65条の2第1項」、「第65条の2第2項」、「第65条の2第7項」又は「租税特別措置法施行令第39条の3第6項」	00217	「22」欄の金額

「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の3第1項	00218	「37」欄の金額

「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の4第1項	00358	「42」欄の金額

「47」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の5第1項	00220	「47」欄の金額

「52」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	第65条の5の2第1項	00221	「52」欄の金額

別表十(七)
「6」、「22」、「27」又は「31の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除、特定の基金に対する負担金等の損金算入及び特定業績連動給与の損金算入に関する明細書

事業年度	法人名
------	-----

別表十(七)
 令五・四・一以後終了事業年度分

I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書			
医業又は歯科医業に係る総収入金額	1	円	損金算入額
同上のうち社会保険診療報酬に係る収入金額	2		損金算入額
損金算入限度額 (16) (1)の金額が7,000万円超である場合は0)	3		損金算入額 (3) - (5)

「6」欄		社会保険診療報酬の所得の計算の特例を適用している場合	
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条第1項」	② 「区分番号」欄：「00485」	③ 「適用額」欄：「6」欄の金額	
3,000万円を超え 4,000万円以下の金額	9	$(9) \times \frac{62}{100}$	14
4,000万円を超え 5,000万円以下の金額	10	$(10) \times \frac{57}{100}$	15
農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例を適用している場合			16
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の3第1項」	② 「区分番号」欄：「00376」	③ 「適用額」欄：「22」欄の金額	
譲渡原価の額 (17) + (18)	19	特別控除額 (20) - (21)	22

III 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書			
「27」欄		特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合	
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11第1項」	② 「区分番号」欄：「00374」	③ 「適用額」欄：「27」欄の金額	
当期に支出した負担金等の額	26		
同上のうち損金の額に算入した金額	27		

「31の計」欄			
「31の計」欄		特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例を適用している場合	
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11の2第1項」	② 「区分番号」欄：「00673」	③ 「適用額」欄：「31の計」欄の金額	
同上のうち損金の額に算入した金額	31		

別表十(八)
「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書

別表十(八) 令五・四・一以後終了事業年度分

特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書			事業年度	法人名		
配当の額の計算	利益の配当の額	1	円	円	特定社債の当期末残高	14
	みなし配当の額	2			$(14) \times \frac{5}{100}$	15
	配当の額 (1) + (2)	3				
配当可能利益の額の計算	税引前当期純利益金額	4			期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	16
	前期繰越損失の額	5			$(15) - (16)$	17
	減損損失の額	6				当期に償還した 特定社債の額の合計額
	$(6) \times \frac{70}{100}$	7			特定譲渡等により調達された 資金のうち特定社債の 償還に充てられた金額	
	配当可能利益の額 (4) - (5) - (7)	8				$(18) - (19)$
(8) (特定社債の発行をしている場合には、 $(8) - (23)$) (マイナスの場合は0)	9	損金の額に算入される 減価償却費の額			21	
$(9) \times \frac{90}{100}$	10				$(20) - (21)$ (マイナスの場合は0)	22
(3)が(10)を超える場合の(3)の額	11	特定社債の発行を している場合の調整額 (17) + (22) × 2				23
所得金額合計 (別表四「34の①」)	12					
支払配当の損金算入額 (11)と(12)のうち少ない金額)	13					

「13」欄

特定目的会社に係る課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の14第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00396」
- ③ 「適用額」欄：「13」欄の金額

別表十(九)
「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

別表十(九) 令五・四・一以後終了事業年度分

投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書			事業年度	法人名		
配当等の額の計算	金銭の分配の額	1	円	税引前当期純利益金額	12	円
	みなし配当等の額(出資等減少分配に係る部分の金額を除く。)	2		前期繰越損失の額	13	
	小計 (1)+(2)	3		買換特例圧縮積立金個別控除額の合計額 (別表十(九)付表「5の計」)	14	
	出資等減少分配の額	4		一時差異等調整積立金の積立額	15	
	同上に係るみなし配当等の額	5		繰越利益等超過純資産控除項目額 (別表十(九)付表「14」)	16	
	配当等の額 (3)-(4)+(5)	6		買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期加算額 (別表十(九)付表「35の計」)	17	
	配当可能利益の額	7		一時差異等調整積立金の取崩額	18	
	「11」欄			繰越利益等超過純資産控除額のうち当期加算額 (別表十(九)付表「42」)	19	
				引計 (7)-(14)-(15)-(16)+(17)+(19) (マイナスの場合は0)	20	
	((3)又は(6))が(8)を超える場合の(6)の額	9		利益超過分配金額	21	
	所得金額合計 (別表四「34の①」)	10		出資総額戻入金額	22	
支払配当の損金算入額 (9)と(10)のうち少ない金額	11		配当可能利益の額 (20)+((21)-(22))	23		

投資法人に係る課税の特例を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の15第1項」
 ② 「区分番号」欄：「00397」
 ③ 「適用額」欄：「11」欄の金額

別表十(十)

「16」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書

事業年度	：	：	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十(十)
令五・四・一以後終了事業年度分

I 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書						
利益の分配の額の計算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円	社債的受益権の元本の当期末残高	17	円
	超 過 分 配 額	2				
	利 益 の 分 配 の 額 (1) - (2)	3		$(17) \times \frac{5}{100}$	18	
	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	4		期 首 利 益 積 立 金 額 (別表五(一)「31の①」)	19	
	前 期 繰 越 損 失 の 額	5				
	減 損 損 失 の 額	6		$(18) - (19)$	20	
	$(6) \times \frac{70}{100}$	7				
	差 引 計	8		当 期 に 償 還 し た 社 債 的 受 益 権 の 元 本 の 額 の 合 計 額	21	
	(社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合には、(8)-(26)) (マイナスの場合は0)	9		特 定 譲 渡 等 に よ り 調 達 さ れ た 資 金 の う ち 社 債 的 受 益 権 の 元 本 の 償 還 に 充 て ら れ た 金 額	22	
	超 過 分 配 額 (2)	10				
「16」欄	已 事 業 年 度 後 に	11		$(21) - (22)$	23	
特定目的信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の3の2第1項」 ② 「区分番号」欄：「00398」 ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額					算 入 さ れ る 額 の 額	24
(1) が (13) を 超 え る 場 合 の (3) の 額	14		合 計	$(23) - (24)$ (マイナスの場合は0)	25	
所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)	15		調 整	社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合の調整額 $(20) + (25) \times 2$	26	
利 益 の 分 配 の 額 の う ち 当 期 の 損 金 の 額 に 算 入 す る 金 額 (14) と (15) の う ち 少 な い 金 額	16					

II 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額等の損金算入に関する明細書

収益の分配の額の計算	総 分 配 額	27	円	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	34	円
	超 過 分 配 額	28		期 首 欠 損 金 の 額	35	
	の 分 配 の 額	29		減 損 損 失 の 額	36	
「33」欄	特 定 投 資 信 託 に 係 る 受 託 法 人 の 課 税 の 特 例 を 適 用 し て い る 場 合			$\frac{70}{100}$	37	
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の3の3第1項」 ② 「区分番号」欄：「00399」 ③ 「適用額」欄：「33」欄の金額					取 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)	32
所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)	32		の 計	超 過 分 配 事 業 年 度 後 に (39) に 充 て ら れ た 金 額	40	
収 益 の 分 配 の 額 の う ち 当 期 の 損 金 の 額 に 算 入 す る 金 額 (31) と (32) の う ち 少 な い 金 額	33		算	分 配 可 能 収 益 の 額 $(38) + (39) - (40)$	41	

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表十二(一) 令五・四・一以後終了事業年度分

特定法人の名称等	1	(第 号該当法人)	翌	期首海外投資等損失準備金の金額	12	円
本店又は主たる事務所の所在地	2		期	5年経過後5年間均等益金算入額(25の計)	13	
資源開発投資法人等の認定	3	第 号	繰	同上以外の場合による益金算入額(26の計)	14	
特定株式等の認定	4	第 号	越	計(13)+(14)	15	
当期積立額	5		額	当期積立額のうち損金算入額(5)-(11)	16	
積立限度額の計算	当期において取得した特定株式等の取得年月日	6	の	当期末海外投資等損失準備金の金額(12)-(15)+(16)	17	
	(6)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額	7		貸借対照表に計上されている海外投資等損失準備金	18	
	同上の $\frac{20 \text{又は} 50}{100}$ 相当額	8		差(18)-()		
	取得年度に特定株式等の帳簿価額を減額した金額	9		当期分	貸借対照表の増減(15)-((5)-((18)-前期の(18)))	20
積立限度額	10		当期に生じた差額の合計額(11)+(20)	21		
積立限度超過額	11		前以前分	前期末における差額(前期の(19))	22	

P51参照

益金算入額の計算					
積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金の額	当期益金算入額		翌期繰越額(24)-(25)-(26)
			5年経過後5年間均等益金算入による(23)× $\frac{1}{60}$	(25)以外の場合	
	23	24	25	26	27
積立事業年度終了の日	円	円	円	円	円
から5年を経過した日の翌日					
から5年を経過した日の翌日	円	円		円	円
から5年を経過した日の翌日					
から5年を経過した日の翌日					
から5年を経過した日の翌日					
当期分					
計			円		

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
海外投資等損失準備金の損金算入 (資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除きます。))	「第55条第1項」又は「第55条第8項」 (同条第1項第1号)	00188	「16」欄の金額
海外投資等損失準備金の損金算入 (資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除きます。))	「第55条第1項」又は「第55条第8項」 (同条第1項第2号)	00189	
海外投資等損失準備金の損金算入 (資源探鉱事業法人(第3号該当法人))	「第55条第1項」又は「第55条第8項」 (同条第1項第3号)	00190	
海外投資等損失準備金の損金算入 (資源探鉱投資法人(第4号該当法人))	「第55条第1項」又は「第55条第8項」 (同条第1項第4号)	00191	

※ 「第55条第8項」は適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。

別表十二(二)
「14」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書

別表十二(二) 令五・四・一以後終了事業年度分

特 定 法 人 の 名 称		1	事 業 年 度		：	：	法 人 名		
積立限度額の計算	期首中小企業事業再編投資損失準備金の金額			10				円	
	当期繰越額	経営力向上計画の認定を受けた日	2	・	・	当期5年経過後5年間均等益金算入額(23の計)		11	
						同上以外の場合による益金算入額(24の計)		12	
						計(11)+(12)		13	
	当期において取得した特定株式等の取得年月日	4	・	・	当期積立限度のうち損金算入額(3)-(9)		14		
	(4)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額	5			期末中小企業事業再編投資損失準備金の金額(10)-(13)+(14)		15		
	$(5) \times \frac{70}{100}$	6			貸借対照表に計上されている中小企業事業再編投資損失準備金		16		
取得年度に特定株式等の帳簿価額を減額した金額	7			差引(16)-(15)		17			
積立限度(6)-(7)				前期分(前期の(17))		20			
積立限度超過(3)-(8)				益 金 算 入 額 の 計 算					
積立事業年度	当初の積立限度のうち損金算入額	21	円	期首現在の準備金額	22	円	当期益金算入額		翌期繰越額(22)-(23)-(24)
							5年経過後5年間均等益金算入による場合(21)× $\frac{\text{当期の月数}}{60}$	(23)以外の場合	
積立事業年度終了日の翌日	・	・		・	・				
積立事業年度終了日の翌日	・	・		・	・				
当期分									
計									

「14」欄

中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第56条第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00672」
- ③ 「適用額」欄：「14」欄の金額

別表十二(八)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表十二(八) 令五・四・一以後終了事業年度分

特定原子力発電施設の名称	1		期首原子力発電施設解体準備金の金額	18	
積立期間	2	：			
当期積立額	3		当期解体費用を支出した場合の益金算入額	19	
積立限度額の計算	当期末の解体費用見積額	4	繰越金算入額の計	繰越金算入額の計	
	累積限度基準額 (4) × $\frac{90}{100}$	5		繰越金算入額の計	20
	前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	6		繰越金算入額の計	21
	前期以前の積立限度超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)	7		繰越金算入額の計	22
	前期以前の累積限度超過取崩額の合計額	8		繰越金算入額の計	23
	計 (6) + (7) - (8)	9			
積立限度額 (5) - ((9) × $\frac{90}{100}$) × $\frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$	10		当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)	23	
積立限度超過額 (3) - (10)	11		期末原子力発電施設解体準備金の金額 (18) - (22) + (23)	24	
累積限度基準額 (5)	12		貸借	25	
前算()					
度益					
過前超(前)					
の計			差額の明細		
差引原子力発電施設解体準備金の金額 (13) - (14) - (15)	16		当期に生じた差額の合計額 (11) + (27)	28	
当期累積限度超過額 (16) - (12)	17		前期以前分	29	

「23」欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の4第1項」※1又は「第57条の4第9項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00197」
- ③ 「適用額」欄：「23」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(九)

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	法人名
1	円
2	円
3	円
4	円
5	円
6	円
7	円
8	円
9	円
10	円

特定原子力施設の名称	1	
当期準備金積立額	2	
積立限度額 (当期中に原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積み立てた廃炉等積立金の金額)	3	
積立限度超過額 (2) - (3) (マイナスの場合は0)	4	
翌期首特定原子力施設炉心等除去準備金の金額	5	

「9」欄

特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の4の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00614」
- ③ 「適用額」欄：「9」欄の金額

越算額	7	
計 (6) + (7)	8	
当期準備金積立額のうち損金算入額 (2) - (4)	9	
期末特定原子力施設炉心等除去準備金の金額 (5) - (8) + (9)	10	

貸借対照表の金額	11	
差引 (11) - (10)	12	
貸借対照表の取崩不足額 (11))	13	
差額	14	
前期以前	15	

別表十二(九) 令五・四・一以後終了事業年度分

別表十二(十)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 なお、租税特別措置法第66条の6(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)及び第66条の9の2(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に、基準所得金額の計算において外国関係会社等が適用する「保険会社等の異常危険準備金の損金算入」及び「原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入」については適用額明細書の記載は必要ありません。

保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書

事 業 年 度 : : 法人名

別表十二(十) 令五・四・一以後終了事業年度分

保 険 等 の 種 類	1					合 計
異常危険準備金の繰越額	2	円	円	円	円	円
当期首異常危険準備金の金額	3					
当期の異常災害損失等	4					
当期の損益計算上の繰越額	5					
当期の繰越額	6					
当期積立額	7					
正味収入保険料等	8					
積立率	9	()	()	()	()	()
積立限度額	10	円	円	円	円	円
差引積立限度超過額	11					
10年洗替前の異常危険準備金の金額	12					

「7」欄

保険会社等の異常危険準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の5第1項」※1又は「第57条の5第12項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00198」
- ③ 「適用額」欄：「7」欄の金額(「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

内 訳	期分	19				
積立後10年を経過した額	(13)と(25)のうち少ない金額	26				
限度超過額合計	(11) + (26)	27				
期末異常危険準備金の金額	(6) + (7) - (27)	28				
貸借対照表に計上されている異常危険準備金		29				
差引	(29) - (28)	30				
当期の金額との差額の明細	当期の金額との差額の明細	31				
当期分	当期に生じた差額の合計額	32				
前以前分	前期末における差額	33				

「7」欄

原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の6第1項」※1又は「第57条の6第8項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00199」
- ③ 「適用額」欄：「7」欄の金額(「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(十一)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表十二(十一) 令五・四・一以後終了事業年度分

新関西国際空港株式会社に対し空港用地を貸し付けた日	1	平	・	・	翌	期首関西国際空港用地整備準備金の金額	16	円
当期積立額	2				期	均等益金算入額		
(2)のうち損金経理による積立額	3					基準事業年度終了の日における関西国際空港用地整備準備金の金額	17	
の内訳	(2)のうち剰余金の処分による積立額	4			繰	均等益金算入額の計算	(17) × —	18
	空港用地額	5				越	同上以外の場合による額	19
積立	平成24年7月1日を含む事業年度開始の時にける空港用地の帳簿価額	5			算	同益金算入額		
	空港用地取得価額基準額	6				入	計	(18) + (19)
限	指定会社所得金額(別表四「45の①」)	7			計	当期積立額のうち損金算入額	(15)	21
	新関空会社所得金額	8				算	期末関西国際空港用地整備準備金の金額	(16) - (20) + (21)
度	新関空会社欠損金額	9			貸		貸借対照表に計上されている関西国際空港用地整備準備金	
	の	(((7) + (8)) 又は ((7) - (9))) × $\frac{20}{100}$ (マイナスの場合は0)	10			借	差引	(23) - (22)
額	所得基準額	11			対		の取崩不足額	(3) - 前期の(23))
	算	(7) - (10)				照	年度超過額	(14)
の	積立限度額	14			表		当期に生じた差額の合計額	(25) + (26)
	算	(6)、(11)と(13)のうち少ない金額)				の	前期末における差額	(前期の(24))
算	当期積立額のうち損金算入額	15			明		前期以前分	
	((2)と(14)のうち少ない金額)					細		

「15」欄

関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の7第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00421」
- ③ 「適用額」欄：「15」欄の金額

別表十二(十二)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中部国際空港整備準備金の損金算入に関する
明細書

事業年度 : 法人名

別表十二(十二) 令五・四・一以後終了事業年度分

当期積立額		1	円	翌期	首 中 部 国 際 空 港 整 備 準 備 金 の 金 額	11	円
(1) の 内 訳	(1) の うち 損 金 経 理 に よ る 積 立 額	2		期 線	均 等 基 準 事 業 年 度 終 了 の 日 に お け る 中 部 国 際 空 港 整 備 準 備 金 の 金 額	12	
					均 等 益 金 算 入 額 の 計 算	(12) × —	13
	(1) の うち 剰 余 金 の 処 分 に よ る 積 立 額	3		越 金	同 上 以 外 の 場 合 に よ る 益 金 算 入 額	14	
積 立 限 度	空 港 用 地 取 得 価 額 基 準 額	4		額 の 計	計	(13) + (14)	15
	累 積 限 度 基 準 額 (平成25年4月1日を含む事業年度開始の時ににおける中部国際空港用地の帳簿価額)	5			当 期 積 立 額 の うち 損 金 算 入 額 (10)	16	
額 の 計 算	空 港 用 地 取 得 価 額 基 準 額 (4) × $\frac{1}{10}$	5		算 期 末 中 部 国 際 空 港 整 備 準 備 金 の 金 額 (11) - (15) + (16)	貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 中 部 国 際 空 港 整 備 準 備 金	18	
	累 積 限 度 基 準 額 残 額 (4) - ((11) - (14))	6			差 引 (18) - (17)	19	
	所 得 基 準 額 の 計 算 (別表四「45の①」)	7			貸 借 対 照 表 の 取 崩 不 足 額 (15) - ((1) - ((18) - 前 期 の (18)))	20	
算	所 得 基 準 額 (7) × $\frac{2}{3}$	8		期 分 の 差 額 の 明 細	積 立 限 度 超 過 額 (1) - (9)	21	
	積 立 限 度 額 ((5)、(6)と(8)のうち少ない金額)	9			当 期 に 生 じ た 差 額 の 合 計 額 (20) + (21)	22	
当期積立額のうち損金算入額 ((1)と(9)のうち少ない金額)		10		前 期 以 前 分	前 期 末 に お け る 差 額 (前 期 の (19))	23	

「10」欄

中部国際空港整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の7の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00481」
- ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

別表十二(十三)

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。
 なお、租税特別措置法第66条の6(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)及び第66条の9の2(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に、基準所得金額の計算において外国関係会社等が適用する「特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入」については適用額明細書の記載は必要ありません。

特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 . . . 法人名

別表十二(十三) 令五・四・一以後終了事業年度分

資産の種類及び名称	1				合計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日	2	
翌期繰越額の計算					
期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円
当期特別修繕費を支出した場合による益金算入額	4				
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額 ((3)-(4)-(6))と(24)のうち少ない金額)	5				
(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6				
計 (4)+(5)+(6)	7				
差引特別修繕準備金の金額 (3)-(7)	8				
当期積立額	9				
積立限度額の計算					
前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10				
同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11				
(11)-(8) (マイナスの場合は0)	12				
$\frac{\text{当期の月数}}{60}$ 又は72	13	—	—	—	—
(11)×(13)	14	円	円	円	円
積立限度超過額 (12)と(14)のうち少ない金額)	15				
(9)-(15)	16				
期末特別修繕準備金の金額 (8)+(9)-(16)	17				
貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	18				
差引 (18)-(17)	19				
「9」欄 (9)-((18)-前期の(18)))	20				

特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入を適用している場合

- 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の8第1項」※1又は「第57条の8第9項」※2
- 「区分番号」欄：「00391」
- 「適用額」欄：「9」欄の金額(「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外
 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

当期益金算入額の計算					
平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日	25	平 . .		期首特別修繕準備金の金額	31
同上の日における特別修繕準備金の金額	26		円	当期益金算入額 (30)	32
$\frac{\text{当期の月数}}{120}$	27	—		期末特別修繕準備金の金額 (31)-(32)	33
10年平均等取崩金額 (26)×(27)	28		円	貸借対照表に計上されている特別修繕準備金 差引	34
同上以外の場合による益金算入額	29			(34)-(33)	35
当期益金算入額 (28)+(29)と(31)のうち少ない金額)	30			当期積立額	36
				貸借対照表の取崩不足額 (30)-((36)-((34)-前期の(34)))	37
				計 (36)+(37)	38
				前期末における差額 (前期の(35))	39

別表十二(十四)
「10」又は「43の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表十二(十四) 令五・四・一以後終了事業年度分

I 農業経営基盤強化準備金の損金算入に関する明細書						
認定計画等の種類	1		翌期繰越額の計算	期首農業経営基盤強化準備金の金額	11	円
交付金等の該当号	2	第 号	円	当期繰越額	5年を経過した場合の益金算入額(25の計)	12
				同上以外の場合による益金算入額(26の計)+(27の計)	13	
交付金等の額	3			計	(12)+(13)	14
当期積立額	4			当期積立額のうち損金算入額(10)	15	
(4)のうち損金経理による積立額	5			期末農業経営基盤強化準備金の金額(11)-(14)+(15)	16	
(4)のうち剰余金の処分による積立額	6			貸借対照表に計上されている農業経営基盤強化準備金	17	
				差引	(17)-(16)	18
積立限度額の計算	7			貸借対照表の取崩不足額(14)-(4)-((17)-前期の(17))	19	
				積立限度超過額(4)-(9)	20	
積立限度額の計算	9			当期に生じた差額の合計額(19)+(20)	21	
				前期末における差額(前期の(18))	22	
当期積立額のうち損金算入額(4)と(9)のうち少ない金額	10					

益金算入額の計算						
積立事業年度	当期	前	前	前	前	前
損金算入額	23	24	25	26	27	28

「10」欄
 農業経営基盤強化準備金の損金算入を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第61条の2第1項」
 ② 「区分番号」欄：「00354」
 ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

当期分						
計						

II 認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

取得資産の明細	農用地等の種類	29				計
	取得年月日	30	・	・	・	
	農用地等の取得価額	31	円	円	円	円
	農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	32				
(32)の内訳	(32)のうち損金経理による金額	33				
	(32)のうち剰余金の処分による					

圧縮限度額の計算	準備金等益金算入基準額	5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の益(25の計)	25			
	任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の益(26の計)	26				
	(3)のうち準備金と積み立てられなかった交付金等	37				
	計	(35)+(36)+(37)	38			
	所得基準額(別表四「45の①」)-(10)-(12)-(別表四「27の①」)	39				
	取得価額基準額(31)-1円	40	①	②	③	①+②+③
	圧縮限度額((38)、(39)と(40)のうち少ない金額)	41				
	個別資産の圧縮限度額	42				
	農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額のうち損金算入額((32)と(42)のうち少ない金額)	43	④	⑤	⑥	④+⑤+⑥

「43の計」欄
 農用地等を取得した場合の課税の特例を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第61条の3第1項」
 ② 「区分番号」欄：「00355」
 ③ 「適用額」欄：「43の計」欄の金額

別表十三(四)

「25」、「33」又は「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

		事業年度	法人名				
譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		代替	取得した代替資産の種類	24	
	収用換地等による譲渡年月日	2		資産	代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	25	円
	譲渡資産の種類	3		圧縮	代替資産の取得のため(21)又は(21)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	26	
	譲渡資産の収用換地等のあった部分の帳簿価額	4	円	額	圧縮限度額 (26) × (23)	27	
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5		帳簿	前を資	28	
	同補償金	6		簿	期し産	29	
	以金	7		額	いたで	30	
	外の額	8		の	前減あ	31	
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9		減	に価る	32	
保留地の対価の額	対価補償金及び清算金の額	5		算	取償場	33	
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9		等	得却合	34	
交換取得資産の価額	対価補償金及び清算金の額	5		を	を	35	
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	9		し	した	36	
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	12		た	場合	37	
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	13		場	合	38	
	差引譲渡経費の額 (12) - (13)	14		特	別	39	
	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額 (14) × $\frac{(9) + (10)}{(9) + (10) + (11)}$	15		勘	定	40	
	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14) - (15)	16		の	算	41	
帳簿価額の計算	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14) - (15)	16		を	設	42	
	補償金等の額又は保留地に対する帳簿価額 (4) × $\frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$	17		け	た	43	
差割合の計算	交換取得資産の価額 (4) - (17)	18		場	合	44	
	取得した補償金等の額 (9)	19		計	算	45	
	同上に係る譲渡経費の額 (14) × $\frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$	20		算	入	46	
	差引補償金等の額 (19) - (20)	21		限	度	47	
	補償金等の額に対応する帳簿価額 (4) × $\frac{(9)}{(9) + (10) + (11)}$	22		額	の	48	
差割合	差割合 (21) - (22) (21)	23		を	減	49	
	差割合 (21) - (22) (21)	23		額	を	50	

P61参照

別表十三(四) 令五・四・一以後終了事業年度分

別表十三(四)

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第64条第1項」又は「第64条第9項」	00356	「25」欄の金額 （「27」又は「30」 欄の金額を超える 場合には、これら の欄の金額）
	「第64条の2第7項において準用する第64条第1項」又は「第64条の2第8項において準用する第64条第9項」	00545	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第3項において準用する第64条第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条第9項」	00546	
	「第65条第3項において準用する第64条の2第7項において準用する第64条第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第8項において準用する第64条第9項」	00548	

※ 「第64条第9項」、「第64条の2第8項において準用する第64条第9項」、「第65条第3項において準用する第64条第9項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第8項において準用する第64条第9項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00545」及び「00548」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る代替資産を取得した場合が該当します。

「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第64条の2第1項」又は「第64条の2第2項」	00357	「33」欄の金額 （「36」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額）
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第3項において準用する第64条の2第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第2項」	00547	

※ 「第64条の2第2項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第2項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第1項」又は「第65条第5項」	00216	「43」欄の金額 （「49」欄の金額を 超える場合に は、同欄の金額）

※ 「第65条第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(五)
 「21」又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

(号該当)

事業年度
 法人名

別表十三(五)
 令五・四・一以後終了事業年度分

		事業年度		法人名		
譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1			譲渡の日を含む事業年度	
	同上の資産の取得年月日	2	・	・	・	
	譲渡した資産の所在地	3			計	
	譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	譲渡年月日	5	・	・	・	
	対価の額	6	円	円	円	円
	帳簿価額	7				
	譲渡に要した経費の額	8				
	計	9				
	(7) + (8)					
差益割合	10					
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	11				
	取得した買換資産の所在地	12				
	取得年月日	13	・	・	・	
	買換資産の取得価額	14	円	円	円	円
	事業の用に供した又は供する見込みの年月日	15	・	・	・	
	買換資産が土地等である場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日	16	・	・	・	
	(16)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日	17	・	・	・	
	取得した土地等の面積	18	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	19				
	取得価額	20	円	円	円	円
(14) × $\frac{(18)-(19)}{(18)}$						
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21				
	買換資産の取得のための借入金又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22				
	圧縮基礎取得価額	23				
	((14)又は(20)と(22)のうち少ない金額)					
	買換資産取得前期末の取得価額	24				
	買換資産取得前期末の帳簿価額	25				
	圧縮基礎取得価額	26				
	$(23) \times \frac{(25)}{(24)}$					
	圧縮限度額	27				
	$((23)又は(26)) \times (10) \times \frac{1}{100}$					
圧縮限度超過額	28					
(21) - (27)						
取得価額に算入しない金額	29					
((21)と(27)のうち少ない金額) × $\frac{(23)}{(20)}$						
対価の額の合計額	対価の額の合計額 (6の計)	30	円			
	同上のうち譲渡の日を含む事業年度において使用した額	31				
	特別勘定の対象となり得る金額	32				
	(30) - (31)					
	特別勘定の金額の計算の基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額 (繰入事業年度の(37)と(39)のうち少ない金額)					
	同上のうち前期末まで資産の取得に充てた金額					
	当期中において買換資産の取得に充てた金額	35				
	翌期へ繰り越す対価の額の合計額	36				
(33) - (34) - (35)						
特別勘定を設けた場合	特別勘定に経理した金額	37				
	繰入額(32)のうち買換資産の取得に充てようとする金額	38				
	繰入限度額	39				
	$(38) \times (10) \times \frac{1}{100}$					
	繰入限度超過額	40				
	(37) - (39)					
	翌期繰越額の計算	41				
	当初の特別勘定の金額 (繰入事業年度の(37) - (40))					
同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	42					
当期中に益金の額に算入すべき金額	43					
期末特別勘定残額	44					
(41) - (42) - (43)						
その他参考となる事項						

P63参照

P64参照

別表十三(五)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

なお、租税特別措置法第66条の6(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)及び第66条の9の2(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に、基準所得金額の計算において外国関係会社等が適用する「日本船舶の買換え」については適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第1号イ又はロ該当)	「第65条の7第1項」、「第65条の7第9項」又は「第65条の9」	00549	「21」欄の金額 (「27」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第1号ハ該当)		00550	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域 (人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第2号該当)		00363	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換え (第3号該当)		00422	
日本船舶の買換え (第4号該当)		00364	
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (令和5年旧措置法第1号該当)	「令和5年旧措置法第65条の7第1項」、「令和5年旧措置法第65条の7第9項」又は「令和5年旧措置法第65条の9」	00359	
特別勘定の設定により課税の特例を受けた場合のその特別勘定に係る買換え	「第65条の8第7項において準用する第65条の7第1項」、「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」、「第65条の9」、「平成29年旧措置法第65条の8第7項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第1項」、「平成29年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成29年旧措置法第65条の9」	00557	

※ 「第65条の7第9項」、「令和5年旧措置法第65条の7第9項」、「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」又は「平成29年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第9項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第65条の9」、「令和5年旧措置法第65条の9」又は「平成29年旧措置法第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00557」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る買換え資産を取得した場合が該当します。

「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

なお、租税特別措置法第66条の6（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）及び第66条の9の2（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、基準所得金額の計算において外国関係会社等が適用する「日本船舶の買換え」については適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第1号イ又はロ該当)	「第65条の8第1項」、「第65条の8第2項」又は「第65条の9」	00553	「37」欄の金額 （「39」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）
航空機騒音障害区域の内から外への買換え (第1号ハ該当)		00554	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域 （人口集中地区）内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え (第2号該当)		00369	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物又は構築物への買換え (第3号該当)		00423	
日本船舶の買換え (第4号該当)		00370	
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え (令和5年旧措置法第1号該当)		「令和5年旧措置法第65条の8第1項」、「令和5年旧措置法第65条の8第2項」又は「令和5年旧措置法第65条の9」	

※ 「第65条の8第2項」又は「令和5年旧措置法第65条の8第2項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第65条の9」又は「令和5年旧措置法第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十三(六)

「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度	：	：	法人名	
事	：	：		
年	：	：		

別表十三(六) 令五・四・一以後終了事業年度分

交換分合計画が公告された日	1	・	・	取得資産のみの取	資産の帳簿価額を減額した金額	13	円
譲渡した資産の種類	2			圧	譲渡直前の帳簿価額(8)	14	

「13」欄

特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(取得資産のみを取得した場合又は取得資産と清算金を取得した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第65条の10第1項」※1又は「第65条の10第4項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00260」
- ③ 「適用額」欄：「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

譲渡した土地等の面積	5			清算金を取得した場合	$(14) \times \frac{(15)}{(15)+(16)}$	17	
譲渡帳簿価額	6		円	圧	圧縮限度額 $(15) - (17)$	18	
譲渡に要した経費の額	7			圧	圧縮限度超過額 $(13) - (18)$	19	
譲渡に要した経費の額	7			譲渡資産の譲渡	資産の帳簿価額を減額した金額	20	
計(6)+(7)	8			圧	取得資産の価額(11)	21	

「20」欄

特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(譲渡資産の譲渡とともに清算金を支出して取得資産を取得した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第65条の10第1項」※1又は「第65条の10第4項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00260」
- ③ 「適用額」欄：「20」欄の金額(「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

取得資産の価額	11		円	得資産を取得した場合	圧縮限度額 $(21) - (24)$	25	
取得した土地等の面積	12		平方メートル	圧	圧縮限度超過額 $(20) - (25)$	26	

別表十三(七)

「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十三(七) 令五・四・一以後終了事業年度分

交換の年月日	1	・	・	交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13
				譲渡直前の帳簿価額	14

「13」欄

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換取得資産のみを取得した場合又は交換取得資産とともに交換差金を取得した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条第1項」※1又は「第66条第4項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00265」
- ③ 「適用額」欄：「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

資産の明細	譲渡した所有隣接土地等の面積	5	平方メートル	場取得又は交換	計	$(14) \times \frac{(15)}{(15)+(16)}$	
	譲渡帳簿価額	6	円		算	圧縮限度額	$(15) - (17)$
	譲渡に要した経費の額	7		合	圧縮限度超過額	$(13) - (18)$	19
				交換		交換取得資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	20

「20」欄

特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換とともに交換差金を支出した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条第1項」※1又は「第66条第4項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00265」
- ③ 「適用額」欄：「20」欄の金額(「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

資産の明細	取得資産の価額	11	円	へ出した場合	算	圧縮限度額	$(21) - (24)$	25
	取得した土地等の面積	12	平方メートル		合	圧縮限度超過額	$(20) - (25)$	26

別表十三(八)
「5」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

事業年度 : 法人名

別表十三(八) 令五・四・一以後終了事業年度分

1	2	3	4	5	6	7	8
賦課金の額				試験研究用資産の帳簿価額を減額した金額			
同上のうち既に試験研究用資産の取得等に充てた金額				圧縮の	(3)のうち固定資産の取得等に充てた金額		
差引賦課金の額 (1) - (2)				限度額		圧縮限度額 (6)又は(6) - 1円)	
取得した試験研究用資産の種類				圧縮限度超過額			(5) - (7)

「5」欄

技術研究組合の所得の計算の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の10第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00373」
- ③ 「適用額」欄：「5」欄の金額(「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

別表十三(九)
「8」、「13」又は「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
年	・	・	

別表十三(九) 令五・四・一以後終了事業年度分

助成金等の名称	1		告示年月日	4	・	・
助成金等を交付した者	2		告示番号	5	第	号
助成金等の交付を受けた年月日	3	・	交付を受けた助成金等の額	6		円
転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の計算						
帳簿価額の減額等をした場合			特別勘定を設けた場合			
減価償却資産の減価補填費に対応する助成金等の額	7		特別勘定に経理した金額	17		円
	減価償却資産の帳簿価額を減額した金額	8				
損金不算入額 (8) - (7)	9		繰入限度額 (12) - (14)	18		
	転廃業助成金の額	10		繰入限度超過額 (17) - (18)	19	
減価償却資産の帳簿価額及び取壊し等に要する経費の額	11		翌当分の特別勘定の金額 (17) - (19)	20		
	差引転廃業助成金の額 (10) - (11)	12				
固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	13		繰越額	21		
	固定資産の取得等のため(12)又は(12)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	14		同様のうち前期末までに益金の額に算入された金額	22	
圧縮限度額の計算	15		の計算	23		
	圧縮限度額 (14)又は((14) - 1円)	16		期中に益金の額に算入すべき金額	22	
圧縮限度超過額 (13) - (15)	16		期末特別勘定残額 (20) - (21) - (22)	23		

P69参照

別表十三(九)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(減価補填金により帳簿価額の減額をした場合)	第67条の4第1項	00274	「8」欄の金額 (「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(転廃業助成金の交付を受けたことにより帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額がある場合)	「第67条の4第2項」又は「第67条の4第3項」	00275	「13」欄の金額 (「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第67条の4第9項において準用する第67条の4第2項」又は「第67条の4第10項において準用する第67条の4第3項」	00559	

※ 区分番号「00275」は、固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 区分番号「00559」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 「第67条の4第3項」及び「第67条の4第10項において準用する第67条の4第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(特別勘定を設けた場合)	「第67条の4第4項」又は「第67条の4第5項」	00276	「17」欄の金額 (「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※ 「第67条の4第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十四(二)
「26」又は「42」欄に記載があり、措置の適用を受ける場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

寄附金の損金算入に関する明細書

事年	業度	法人名
----	----	-----

別表十四(二) 令五・四・一以後終了事業年度分

公益法人等以外の法人の場合				公益法人等の場合			
一般寄附	指定寄附金等の金額(41の計)	1	円	損金	支出した寄附金	長期給付事業への繰入利子額	25
	特定公益増進法人等に対する寄附金額(42の計)	2				同上以外のみなし寄附金額	26
	その他の寄附金額	3				その他の寄附金額	27
	計 (1)+(2)+(3)	4					
	全支配関係がある	5					

「26」欄

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例(認定特定非営利活動法人がみなし寄附金を支出した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11の3第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00393」
- ③ 「適用額」欄：「26」欄の金額

(注) 公益法人等にみなし寄附金がある場合には、「26」欄に記載することになりますが、本特例は、認定特定非営利活動法人を対象としているものですので、認定特定非営利活動法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。

一般寄附金の損金算入限度額 $(9) + (12) \times \frac{1}{4}$	13	法人の公益法人特別限度額 (別表十四(二)付表「3」)	32
特對金 算入 益寄附 増附 進金額 法の 人特計 等別算 に損	寄附金支出前所得金額の $\frac{6.25}{100}$ 相当額 $(8) \times \frac{6.25}{100}$	長期給付事業を行う共済組合等の損金算入限度額 (25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額	33
期末の資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額の月数換算額の $\frac{3.15}{1,000}$ 相当額 $(11) \times \frac{3.15}{1,000}$	15	損金算入限度額 (31)、(31)と(32)のうち多い金額)又は (31)と(33)のうち多い金額)	34
特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額 $((14) + (15)) \times \frac{1}{2}$	16	指定寄附金等の金額 (41の計)	35
特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額 又は(16)のうち少ない金額)	17	国外関連者に対する寄附金額及び 完全支配関係がある法人に対する寄附金額	36

「42」欄

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例(認定特定非営利活動法人等に対して寄附金を支出した場合)を適用している場合

- (1) 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の場合
 - ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11の3第2項」
 - ② 「区分番号」欄：「00394」
 - ③ 「適用額」欄：「42」欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に「認定特定非営利活動法人」の記載があるものの合計額
- (2) 特例認定特定非営利活動法人に対する寄附金の場合
 - ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11の3第2項」
 - ② 「区分番号」欄：「00424」
 - ③ 「適用額」欄：「42」欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に「特例認定特定非営利活動法人」の記載があるものの合計額

特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細				
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の用途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額 42
				円
計				
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細				
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額
				円

別表十四(六)

「18」欄に「換地処分等」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書

事 業 年 度	： 。	。	法人名	
---------	-----	---	-----	--

別表十四(六) 令五・四・一以後終了事業年度分

譲 受 法 人 名	1						計
譲渡損益調整資産の種類	2						
譲 渡 年 月 日	3	。	。	。	。	。	
譲 渡 収 益 の 額	4		円	円	円	円	
譲 渡 原 価 の 額	5						
調 整 前 譲 渡 利 益 額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6						
圧縮記帳等による損金算入額	7						
「14」欄 利 益 額							

「14」欄

換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(譲渡損益調整資産に係る措置)を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第65条第10項」

② 「区分番号」欄：「00582」

③ 「適用額」欄：「18」欄の「その他()」の空欄に「換地処分等」と記載した資産の「14」欄の金額

譲渡利益額の調整	12						
当期利益金算入額	13						
翌期以後に益金の額に算入する金額 (8)又は(12)-(13)	14						
譲渡損失額の調整	15						
当期損金算入額	16						
翌期以後に損金の額に算入する金額 (10)又は(15)-(16)	17						

当期に譲渡法人において生じた調整事由	18	譲渡・償却その他()	譲渡・償却その他()	譲渡・償却その他()	譲渡・償却その他()		
--------------------	----	-------------	-------------	-------------	-------------	--	--

簡便法による当期損益計算額又は合算資産	減価償却期間の月数	19	月	月	月	月	
	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20					
	当期益金算入額	21	円	円	円	円	
	当期損金算入額	22					
	支出の効果の及ぶ期間の月数	23	月	月	月	月	
	当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24					
当期益金算入額	25	円	円	円	円		
当期損金算入額	26						

別表十六(一)
「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表十六(一) 合五・四・一以後終了事業年度分

資産区分	種類	1						
	構造	2						
	細目	3						
	取得年月日	4	・	・	・	・	・	
	事業の用に供した年月	5						
	耐用年数	6	年	年	年	年	年	
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外	円外	円外	円外	円	
	(7)のうち積立金方式による正額記載の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8						
	差引取得価額 (7)-(8)	9						
帳簿価額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10						
	期末現在の積立金の額	11						
	積立金の期中取崩額	12						
	差引帳簿記載金額 (10)-(11)-(12)	13	外△	外△	外△	外△	外△	
	損金に計上した当期償却額	14						
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外	
当期分の普通償却限度額等	合計 (13)+(14)+(15)	16						
	平成19年3月31日以前取得分の残存価額	17						
	差引取得価額 × 5% (9) × $\frac{5}{100}$	18						
	(16) > (18) の場合	旧定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)-(17)	19					
		旧定額法の償却率	20					
		算出償却額 (19) × (20)	21		円		円	円
		増加償却額 (21) × 割増率	22	()	()	(
	計 (21)+(22)又は(16)-(18)	23						
	(16) ≤ (18) の場合	算出償却額 (18) - 1円 × $\frac{60}{60}$	24					
	平成19年4月1日以後取得分の限度額等	定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)	25					
定額法の償却率		26						
算出償却額 (25) × (26)		27		円		円	円	
増加償却額 (27) × 割増率		28	()	()	()
計 (27)+(28)		29						
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(29)	30						
	特別償却限度額	31	(条	項)	(条	項)
	特別償却限度額	32	外	円外	円外	円外	円	
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33						
当期償却額	合計 (30)+(32)+(33)	34						
	当期償却額	35						
差引	償却不足額 (34)-(35)	36						
	償却超過額 (35)-(34)	37						
償却超過額	前期からの繰越額	38	外	外	外	外		
	当期内容	償却不足によるもの	39					
		積立金取崩しによるもの	40					
	差引合計翌期への繰越額 (37) + (38) - (39) - (40)	41						
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((36)-(39))と(32)+(33)のうち少ない金額	42						
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43						
	差引翌期への繰越額 (42)-(43)	44						
当期分不足額	45							
備考	当期分不足額	46						
	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((36)-(39))と(32)のうち少ない金額	47						

P76~79参照

P79参照

別表十六(二)

「36」又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事 業 年 度	：	：	法 人 名
---------	---	---	-------

別表十六(二) 合五・四・一以後終了事業年度分

資 産 区 分	種 類	1					
	構 造	2					
	細 目	3					
	取 得 年 月 日	4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5					
	耐 用 年 数	6		年	年	年	年
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	7	外	円	外	円	外
	(7)のうち積立金方式による圧縮記録の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8					
	差 引 取 得 価 額 (7)-(8)	9					
償 却 額 計 算 の 基 礎 と なる 額	償 却 額 計 算 の 対 象 と なる 期 末 現 在 の 帳 簿 記 載 金 額	10					
	期 末 現 在 の 積 立 金 の 額	11					
	積 立 金 の 期 中 取 崩 額	12					
	差 引 帳 簿 記 載 金 額 (10)-(11)-(12)	13	外△	外△	外△	外△	外△
	損 金 に 計 上 し た 当 期 償 却 額	14					
	前 期 から 繰 り 越 し た 償 却 超 過 額	15	外	外	外	外	外
	合 計 (13)+(14)+(15)	16					
	前 期 から 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額 償 却 額 計 算 の 基 礎 と なる 金 額 (16)-(17)	17					
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等	平 成 19 年 3 月 31 日 以 前 取 得 分	19					
	差 引 取 得 価 額 × 5 % (9) × $\frac{5}{100}$	20					
	旧 定 率 法 の 償 却 率	21		円		円	円
	算 出 償 却 額 (16) > (19) の 場 合 (18) × (20)	22	()	()	()	()	()
	増 加 償 却 額 (21) × 割 増 率	23					
	計 (22) + (23) 又 は (18) - (19)	24					
	算 出 償 却 額 (16) ≤ (19) の 場 合 ((19) - 1円) × $\frac{60}{60}$	25					
	定 率 法 の 償 却 率	26		円		円	円
	調 整 前 償 却 額 (18) × (25)	27					
	保 証 率	28		円		円	円
	償 却 保 証 額 (9) × (27)	29					
改 定 取 得 価 額 (26) < (28) の 場 合	30						
改 定 償 却 率 (29) × (30)	31		円		円	円	
増 加 償 却 額 (26) 又 は (31) × 割 増 率	32	()	()	()	()	()	
計 (26) 又 は (31) + (32)	33						
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等 (23)、(24) 又 は (33)	34						
特 別 償 却 限 度 額 租 税 特 別 措 置 法 規 定 の 特 別 償 却 限 度 額	35		条 項	条 項	条 項	条 項	
特 別 償 却 限 度 額	36	外	円	外	円	外	
前 期 から 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	37						
合 計 (34) + (36) + (37)	38						
当 期 償 却 額	39						
差 引 償 却 不 足 額 (38) - (39)	40						
償 却 超 過 額 (39) - (38)	41						
前 期 から の 繰 越 額	42	外	外	外			
当 認 根 据 金 額	43						
償 却 不 足 に よ る も の 積 立 金 取 崩 し に よ る も の	44						
差 引 合 計 翌 期 へ の 繰 越 額 (41) + (42) - (43) - (44)	45						
翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 償 却 不 足 額 ((40) - (43)) と (36) + (37) の うち 少 ない 金 額	46						
当 期 に お いて 切 り 捨 て る 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	47						
差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (46) - (47)	48						
特 別 償 却 不 足 額	49						
当 期 分 不 足 額	50						
合 併 等 特 別 償 却 不 足 額 ((40) - (43)) と (36) の うち 少 ない 金 額	51						
備 考							

P76~79参照

P79参照

別表十六(三)

「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事 業 年 度	・	・	法人名
---------	---	---	-----

別表十六(三) 令五・四・一以後終了事業年度分

資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	取得年月日	4	・	・	・	・	・
	事業の用に供した年月	5					
取得価額	取得価額又は製作価額	6	外	円外	円外	円外	円外
	(6)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	7					
	差引取得価額 (6) - (7)	8					
帳簿価額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	9					
	期末現在の積立金の額	10					
	積立金の期中取崩額	11					
	差引帳簿記載金額 (9) - (10) - (11)	12	外△	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額	13					
額	前期から繰り越した償却超過額	14	外	外	外	外	外
	合計 (12) + (13) + (14)	15					
鉱山の寿命数	16		年		年		年
当該鉱業用減価償却資産の耐用年数	17						
同上の期間内における採掘予定数量	18		トン		トン		トン
経済的採掘可能数量	19						
当期産出鉱量	20						
当期分の普通償却限度額	平成19年3月31日以前取得分	21		円		円	
	差引取得価額 × 5% (8) × $\frac{5}{100}$	22					
	(15) > (22) の場合	旧生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額 (8) - (21)	23				
		鉱量1トン当たり償却金額 (23) (18)又は(19)のうち少ないトン数	24				
	(15) ≤ (22) の場合	算出償却額 (20) × (24) 又は (15) - (22)	25				
		算出償却額 (22) - 1円 × $\frac{60}{60}$	26				
	平成19年4月分	27					
	生産高比例法の償却額計算の基礎となる金額 (8)	28					
	鉱量1トン当たり償却金額 (27) (18)又は(19)のうち少ないトン数	29					
	算出償却額 (20) × (28)	29					
当期分の普通償却限度額 (25)、(26)又は(29)	30						
当期分の償却限度額	特又は特別償却に別の特則が適用される特別償却限度額	31	条	項	条	項	条
	特別償却限度額	32	外	円外	円外	円外	円外
特別償却不足額	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33					
	合計 (30) + (32) + (33)	34					
当期償却額	35						
差引	償却不足額 (34) - (35)	36					
	償却超過額 (35) - (34)	37					
償却超過額	前期からの繰越額	38	外	外			外
	当期内容積立金取崩しによるもの	39					
	積立金取崩しによるもの	40					
	差引合計翌期への繰越額 (37) + (38) - (39) - (40)	41					
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (36) - (39) と (32) + (33) のうち少ない金額	42					
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43					
	差引翌期への繰越額 (42) - (43)	44					
	翌期の期内当り不足額	45					
当期分不足額	46						
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (36) - (39) と (32) のうち少ない金額	47						
備考							

P76~79参照

P79参照

別表十六(五)

「30」又は「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
年	・	・	

別表十六(五) 令五・四・一以後終了事業年度分

資産区分	種類	1				
	第10条各号の該当号	2	第号	第号	第号	第号
	細目	3				
	取得年月日	4	・	・	・	・
	事業の用に供した年月	5				
	耐用年数	6	年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外	円外	円外	円外
	(7)のうち積立金方式による圧縮記帳の場合の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	8				
	差引取得価額 (7)-(8)	9				
帳簿	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10				
	期末現在の積立金の額	11				
	積立金の期中取崩額	12				
	差引帳簿記載金額 (10)-(11)-(12)	13	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額	14				
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外
額	合計 (13)+(14)+(15)	16				
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17				
	旧定率法又は定率法の償却額の計算の基礎となる金額 (16)-(17)	18				
	旧定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9)-(9)× $\frac{10}{100}$	19				
当期分の普通償却限度額	旧定額法の償却率	20				
	旧定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	21	円	円	円	円
	旧定率法の償却率	22				
	出償却額 ((19)×(20)又は(21)×(22))	23	円	円	円	円
	定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9)	24				
	定額法の償却率	25				
	定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	26	円			円
	定率法の償却率	27				
出償却額 ((24)×(25)又は(26)×(27))	28	円	円	円	円	
当期分の普通償却限度額 (23)又は(28)	29					
当期分の償却限度額	特別償却限度額 (29)又は(28)	30	外	外	外	外
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	31				
	合計 (29)+(30)+(31)	32				
	差引取得価額×50% (9)× $\frac{50}{100}$	33				
当期償却可能限度額	当期の通常償却額 ((32)又は(34)のうち少ない金額)	34				
	取り替えた新たな資産に係る損金算入額	36				
	償却限度 (35)+(36)	37				
当期償却額	38					
差引	償却不足額 (37)-(38)	39				
	償却超過額 (38)-(37)	40				
償却超過額	前期からの繰越額	41	外	外	外	外
	当期内容積金額	42				
	積立金取崩しによるもの	43				
差引合計翌期への繰越額 (40)+(41)-(42)-(43)	44					
特別償却不足額	翌年に繰り越すべき特別償却不足額 (((39)-(42))と(30)+(31)のうち少ない金額)	45				
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	46				
	差引翌期への繰越額 (45)-(46)	47				
翌繰の期越内への額	・	48				
	当期分不足額	49				
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 ((39)-(42)と(30)のうち少ない金額)	50					
備考						

P76~79参照

P79参照

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)及び別表十六(五)

別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

なお、租税特別措置法第66条の6(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)及び第66条の9の2(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に、基準所得金額の計算において外国関係会社等が適用する「特定船舶の特別償却」及び「医療用機器等の特別償却」については適用額明細書の記載は必要ありません。

(注) 別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄の外書は、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることとなりますので、別表十六(九)の記載方法(P83～85参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031 ※1	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第42条の6第1項第2号	00690 ※1	
	第42条の6第1項第3号	00034 ※2	
	第42条の6第1項第4号	00037 ※2	
	第42条の6第1項第5号	00040 ※2	

※1 区分番号「00690」は、令和5年4月1日以後に特定機械装置等(工具)の取得等をする場合が該当し、令和5年4月1日前に特定機械装置等(機械装置・工具)の取得等をした場合は、区分番号「00031」が該当します。

※2 区分番号「00034」、「00037」及び「00040」は、令和5年度税制改正前に取得等をした特定機械装置等(ソフトウェア・車両運搬具・船舶)について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和5年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第42条の6第1項第3号、第42条の6第1項第4号又は第42条の6第1項第5号)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の10第1項	00622	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第1項	00298	
地域経済牽引事業 ^{けん} の促進区域内において特定事業用機械等 ^{きん} を取得した場合の特別償却	第42条の11の2第1項	00597	
地方活力向上地域等において特定建物等 ^{けん} を取得した場合の特別償却	第42条の11の3第1項	00568	
中小企業者等が特定経営力向上設備等 ^{けん} を取得した場合の特別償却	第42条の12の4第1項	00601	
認定特定高度情報通信技術活用設備 ^{けん} を取得した場合の特別償却	第42条の12の6第1項	00653	
事業適応設備 ^{けん} を取得した場合等の特別償却	第42条の12の7第1項	00661	
	第42条の12の7第3項	00665	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定船舶の特別償却	令和5年旧措置法第43条第1項第1号	00640 ※1	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	令和5年旧措置法第43条第1項第2号	00642 ※1	
	第43条第1項第1号	00692 ※1	
	第43条第1項第2号	00694 ※1	
	第43条第1項第3号	00696 ※1	
	第43条第1項第4号	00644 ※2	

※1 区分番号「00692」、「00694」及び「00696」は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日(令和5年7月1日)以後に取得又は製作をする外航船舶(同日前に締結した契約に基づき取得をするもの(以下「経過船舶」といいます。))を除きます。)について適用を受ける場合が該当し、同日前に取得又は製作をした外航船舶(経過船舶を含みます。)について適用を受ける場合は、区分番号「00640」及び「00642」が該当します。

※2 区分番号「00644」は、令和5年度税制改正前に取得等をした内航船舶について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和5年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第43条第1項第4号)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却	令和5年旧措置法第43条の2第1項	00521	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
被災代替資産等の特別償却	第43条の2第1項の表の第1号	00608 ※	
	第43条の2第1項の表の第2号	00610 ※	

※ 区分番号「00608」及び「00610」は、令和5年度税制改正前に取得等をした被災代替資産等について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和5年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第43条の2第1項の表の第1号又は第43条の2第1項の表の第2号)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第44条第1項	00310	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
特定事業継続力強化設備等の特別償却	第44条の2第1項	00646	
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項	00313	
環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却	第44条の4第1項	00679	
	第44条の4第2項	00681	
沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項の表の第1号	00527	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項の表の第2号	00530	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項の表の第3号	00533	
沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却	第45条第2項	00135	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第45条第3項の表の第1号	00670	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第45条第3項の表の第2号	00573 ※1	
	第45条第3項の表の第3号	00560 ※2	
	第45条第3項の表の第4号	00536 ※3	

※1 区分番号「00573」は、令和4年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和4年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第45条第3項の表の第2号)を記載してください。

※2 区分番号「00560」は、令和4年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和4年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第45条第3項の表の第3号)を記載してください。

※3 区分番号「00536」は、令和4年度税制改正前に取得等をした産業振興機械等について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和4年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第45条第3項の表の第4号)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器等の特別償却	第45条の2第1項	00331	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第45条の2第2項	00648	
	第45条の2第3項	00650	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	第46条第1項	00612 ※	

※ 区分番号「00612」は、令和4年度税制改正前に取得等をした資産について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和4年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第46条第1項)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
輸出事業用資産の割増償却	第46条の2第1項	00683	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
特定都市再生建築物の割増償却	第47条第1項 (同条第3項第1号)	00466 ※	
	「第47条第1項」又は「平成31年旧措置法第47条の2第1項」 「(第47条第3項第2号)又は「平成31年旧措置法第47条の2第3項第1号ロ)」	00469 ※	

※ 区分番号「00466」及び「00469」は、令和2年度税制改正前に取得等(「00469」にあつては、平成31年度税制改正後の取得等に限り、)をした資産について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和2年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第47条第1項)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	平成28年旧措置法第48条第1項	00349 ※	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第48条第1項	00592 ※	

※ 区分番号「00349」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得した場合は、区分番号「00592」が該当します。

別表十六(一)「33」、別表十六(二)「37」、別表十六(三)「33」又は別表十六(五)「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

なお、租税特別措置法第66条の6(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)及び第66条の9の2(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に、基準所得金額の計算において外国関係会社等が適用する「特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例」については適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」又は「第52条の2第4項」	00187	別表十六(一)「33」欄、 別表十六(二)「37」欄、 別表十六(三)「33」欄又は 別表十六(五)「31」欄 の金額(これらの欄に内書 として記載した金額があ る場合には、当該金額を 控除した金額)

別表十六(六)

「8」又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

繰延資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度	:	:	法人名	
------	---	---	-----	--

「8」欄

事業適応設備を取得した場合等の特別償却(事業適応繰延資産となる費用を支出した場合の特別償却)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の7第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00663」
- ③ 「適用額」欄：「8」欄の金額

(注) 「8」欄の外書は、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることとなりますので、別表十六(九)の記載方法(P83~85参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

の	租税特別措置法適用条項	7	()	()	()	()	()
償却	特別償却限度額	8	外	円外	円外	円外	円外
限度	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	9					
額	合計 (6) + (8) + (9)	10					
当	期償却額	11					
差	引						
引	償却						
償却	前期から						
超過	同上のうち						
過	(12)と(14)のうち少ない金額)						
額	差引合計翌期への繰越額 (13) + (14) - (15)	16					
特	別						
別	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (12)と((8)+(9))のうち少ない金額)	17					
償	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	18					
却	差引翌期への繰越額 (17) - (18)	19					
不	翌						
足	期額	20					
額	への						
	内						
	繰						
	取						
	当期分不足額	21					
	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (12)と(8)のうち少ない金額)	22					

「9」欄

特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第52条の2第1項」又は「第52条の2第4項」
- ② 「区分番号」欄：「00187」
- ③ 「適用額」欄：「9」欄の金額

II 一時償却が認められる繰延資産の償却額の計算に関する明細書

繰延資産の種類	23				
支出した金額	24	円	円	円	円
前期までに償却した金額	25				
当期償却額	26				
期末現在の帳簿価額	27				

別表十六(六) 令五・四・一以後終了事業年度分

別表十六(七)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度	：	：	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十六(七) 令五・四・一以後終了事業年度分

資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7					
資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7					

「8」欄

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の5第1項」
 ② 「区分番号」欄：「00277」
 ③ 「適用額」欄：「8」欄の金額
 (注) 適用額は、年300万円が上限となります。

取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7					

当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額	8	円
(7)の計		

別表十六(九)
「8」又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特別償却準備金の損金算入に関する明細書

事業年度：： 法人名

別表十六(九) 令五・四・一以後終了事業年度分

		1	第 第 項	第 第 項	第 第 項	計	
		第 第 項	第 第 項	第 第 項	第 第 項	第 第 項	
資 産 区 分	特別償却に関する規定の該当条項	1					
	種 類	2					
	構造、用途、設備の種類又は区分	3					
	細 目	4					
	事業の用に供した年月	5	P83~85参照				
	耐用年数等	6					
当 期 積 立 額	7		円	円	円	円	
当 期 積 立 限 度 額	当期の特別償却限度額	8					
	前期から繰り越した積立不足額又は 合併等特別償却準備金積立不足額	9					
	積 立 限 度 額 (8) + (9)	10					
差 引	積 立 限 度 超 過 額 (7) - (10)	11	P85参照				
	積立不足額 割増償却の場合 (8) - (7)	12	P85参照				
	初年度特別償却の場合 (8) - ((7) - (9)) ((7) - (9) ≤ 0の場合は(8))	13					
積 立 不 足 額	翌期に繰り越すべき積立不足額 (10) - (7)	14					
	当期において切り捨てる積立不足額又は 合併等特別償却準備金積立不足額	15					
	差引翌期への繰越額 (14) - (15)	16					
	翌期への繰越額の 内訳	17					
	当 期 分 (12)又は(13)	18					
計 (17) + (18)	19						
当期積立額のうち損金算入額 (7)と(10)のうち少ない金額)	20						
合併等特別償却準備金積立不足額 (8) - (7)	21						
翌 期 繰 越 額 の 計 算	積 立 事 業 年 度	22	：	：	：	：	
	各積立事業年度の積立額のうち損金算入額	23		円	円	円	
	期首特別償却準備金の金額	24					
	当 期 益 金 算 入 額	均等益金算入による場合 $(23) \times \frac{84, 60 \text{又は} (\text{耐用年数等} \times 12)}{84, 60 \text{又は} (\text{耐用年数等} \times 12)}$	25				
		同上以外の場合による益金算入額	26				
		合 計 (25) + (26)	27				
	期末特別償却準備金の金額 (24) - (27)	28					

別表十六(九)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第1号)	00032 ※1	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第2号)	00691 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第3号)	00035 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第4号)	00038 ※3	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第5号)	00041 ※4	

※1 区分番号「00691」は、令和5年4月1日以後に特定機械装置等(工具)の取得等をする場合が該当し、令和5年4月1日前に特定機械装置等(機械装置・工具)の取得等をした場合は、区分番号「00032」が該当します。

※2 区分番号「00035」は、令和5年度税制改正前の租税特別措置法第42条の6第1項第2号及び令和5年度税制改正後の租税特別措置法第42条の6第1項第3号に掲げる資産(ソフトウェア)の取得等をする場合が該当します。

※3 区分番号「00038」は、令和5年度税制改正前の租税特別措置法第42条の6第1項第3号及び令和5年度税制改正後の租税特別措置法第42条の6第1項第4号に掲げる資産(車両運搬具)の取得等をする場合が該当します。

※4 区分番号「00041」は、令和5年度税制改正前の租税特別措置法第42条の6第1項第4号及び令和5年度税制改正後の租税特別措置法第42条の6第1項第5号に掲げる資産(船舶)の取得等をする場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00623	「8」欄の金額
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00299	
地域 ^{けん} 経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00598	
地方活力向上地域等において特定建物等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00569	
中小企業者等が特定経営力向上設備等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00602	
認定特定高度情報通信技術活用設備 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00654	
事業適応設備を取得した場合等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の7第1項)	00662	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の7第2項)	00664	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の7第3項)	00666	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定船舶の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (令和5年旧措置法第43条第1項第1号)	00641 ※1	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (令和5年旧措置法第43条第1項第2号)	00643 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条第1項第1号)	00693 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条第1項第2号)	00695 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条第1項第3号)	00697 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条第1項第4号)	00645 ※2	

※1 区分番号「00693」、「00695」及び「00697」は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日(令和5年7月1日)以後に取得又は製作をする外航船舶(同日前に締結した契約に基づき取得をするもの(以下「経過船舶」といいます。))を除きます。)について適用を受ける場合が該当し、同日前に取得又は製作をした外航船舶(経過船舶を含みます。))について適用を受ける場合は、区分番号「00641」及び「00643」が該当します。

※2 区分番号「00645」は、令和5年度税制改正前の租税特別措置法第43条第1項第3号及び令和5年度税制改正後の租税特別措置法第43条第1項第4号に掲げる資産(内航船舶)の取得等をする場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00522	「8」欄の金額
被災代替資産等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の2第1項の表の第1号)	00609	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の2第1項の表の第2号)	00611	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00311	
特定事業継続力強化設備等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00647	
共同利用施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00314	
環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の4第1項)	00680	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の4第2項)	00682	
沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00528	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00531	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00534	
沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00136	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第3項の表の第1号)	00671	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第3項の表の第2号)	00574	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第3項の表の第3号)	00561	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第3項の表の第4号)	00537	
医療用機器等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条の2第1項)	00332	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条の2第2項)	00649	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条の2第3項)	00651	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00613	「8」欄の金額
輸出事業用資産の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00684	
特定都市再生建築物の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第47条第3項第1号)	00467	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第47条第3項第2号」又は「平成31年旧措置法第47条の2第3項第1号ロ」)	00470	
倉庫用建物等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成28年旧措置法第48条第1項)	00350 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第48条第1項)	00593 ※	

※ 区分番号「00350」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。

また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得した場合は、区分番号「00593」が該当します。

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」	00581	「9」欄の金額 (同欄に内書として記載した金額がある場合には、当該金額を控除した金額)

Ⅳ 「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内

《参照先》

「国税庁ホームページ」(https://www.nta.go.jp)→「刊行物等」→「パンフレット・手引」
→「法人税関係」→「適用額明細書に関するお知らせ」

The screenshot shows the National Tax Agency website interface. At the top, the header includes the logo and navigation links for '本文へ' and 'English'. Below the header is a main navigation bar with categories: 'ホーム', '税の情報・手続・用紙', '刊行物等', and '法令等'. A red box highlights the 'パンフレット・手引' link under '刊行物等', with a circled '1' and an arrow pointing to the next page.

The next page is titled 'パンフレット・手引' and features a section 'パンフレット・手引、各項目へのリンク'. A red box highlights the '法人税関係' button, with a circled '2' and an arrow pointing to the next page.

The third page is titled '適用額明細書に関するお知らせ(令和5年6月)'. A red box highlights the main title, with a circled '3' and an arrow pointing to the final page.

The final page is titled '適用額明細書に関するお知らせ' and contains a section '2 適用額明細書の記載の手引等'. A red box highlights the following items:

- (3) 適用額明細書の記載の手引
令和5年4月1日以後終了事業年度分(令和5年6月)
- (4) 適用額明細書
適用額明細書(PDF/488KB)

A blue arrow points from the text '適用額明細書に関するお知らせページはこちら' to a QR code located at the bottom left of the page.

令和5年6月現在

適用額明細書の記載要領

- 1 この適用額明細書は、法人税申告書を提出する法人で、その法人税申告書に係る平成23年4月1日以後に終了する事業年度において、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定その他一定の規定の適用を受けようとする場合に、その法人税申告書に添付して提出するものです（租特透明化法3）。
- 2 この明細書は、提出の都度、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
- 3 この明細書の各欄の記載は、次によります。
 - (1) 「整理番号」欄、「期末現在の資本金の額又は出資金の額」欄及び「所得金額又は欠損金額」欄は、法人税確定申告書に記載した該当項目の金額又は数字を移記してください。
 - (2) 「提出枚数」欄には、提出する適用額明細書の総枚数及び当該明細書がそのうち何枚目に当たるかを記載してください。
 - (3) 「事業種目」欄には、法人の行う主たる事業の属する業種について、租特透明化法施行規則に掲げる表の「事業種目」欄に掲げる事業種目を記載し、「業種番号」欄は当該事業種目に対応した同表の「業種番号」欄に掲げる番号を記載してください。
 - (4) 「租税特別措置法の条項」欄には、法人が適用を受ける法人税関係特別措置について、租特透明化法施行規則に掲げる表の「租税特別措置法の条項」欄に掲げる条項を記載し、「区分番号」欄は当該条項の区分に応じ同表の「区分番号」欄に掲げる番号を、「適用額」欄には当該条項の区分に応じ同表の「適用額」欄に掲げる金額をそれぞれ記載してください。
 - (5) 「法人番号」欄は、平成28年1月1日以後開始する事業年度から記載してください。
 - (6) 「※」欄は、記載しないでください。